

目黒区男女平等・共同参画審議会 答申

目 次

ページ

I	目黒区男女平等・共同参画審議会 答申・・・・・・・・・・・・・・・・	I - 1
	資料 1 諮問文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	I -59
	資料 2 検討の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・	I -60
	資料 3 目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿・・・・・・・・	I -61

令和３年９月２９日

目黒区長 青木 英二 様

目黒区男女平等・共同参画審議会
会長 神尾 真知子

「目黒区男女平等・共同参画推進計画」の進捗状況の評価について（答申）

令和３年６月１０日付け目総権第４１５号で意見を求められた標記の件について、本審議会で審議した結果、別紙の結論に達しましたので、答申いたします。

以 上

第1章 基本的な考え方

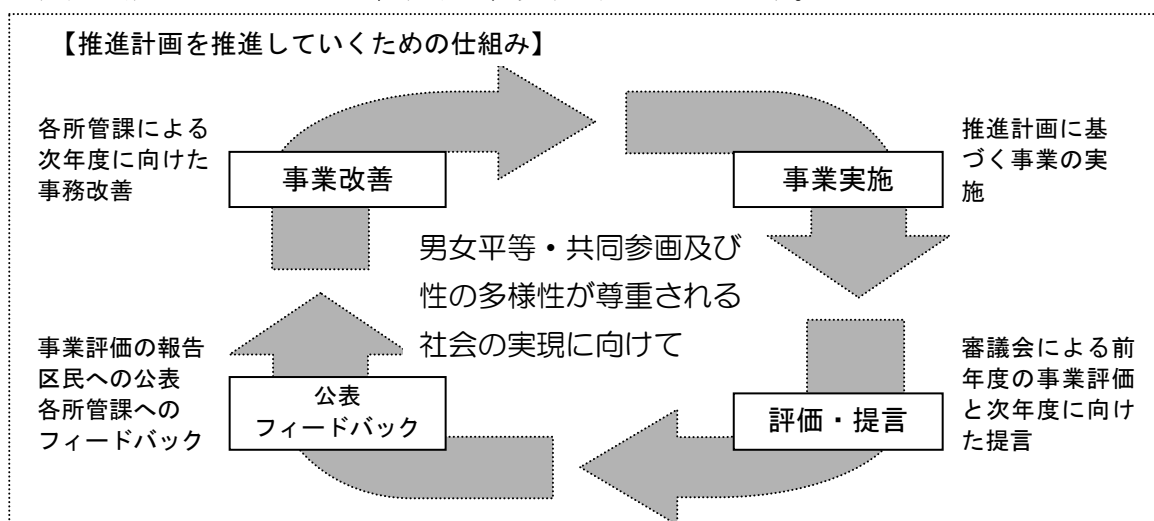
1 本答申の位置付け

目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例（以下「条例」という。）第14条第2項は、目黒区男女平等・共同参画審議会（以下「審議会」という。）が、目黒区男女平等・共同参画推進計画（以下「推進計画」という。）の事業評価を行うことを規定しています。

条例が、審議会の所掌事項の一つとして事業評価を規定したのは、目黒区が推進計画に基づいて事業を実施したのち、審議会が第三者の視点による事業評価を行い、次年度以降に目黒区がその事業評価を生かして事業の展開を行うことにより、条例で目指す社会づくりに貢献すると考えたからです。

事業評価は、推進計画が実施された平成16年度から行っており、本答申は平成28年度から実施されている「目黒区男女平等・共同参画推進計画（平成28年度～令和3年度）」（三期目）の令和2年度の事業実績とその成果を評価したものです。

推進計画を推進していくための仕組みは、以下の図のとおりです。



なお、平成28年度から実施されている推進計画において、新たに設けられた「分析の着眼点」及び「事業」については、「**New**」という表記をしました。

2 事業評価の方針・方法

第2章の「Ⅰ 評価の方針」「Ⅱ 評価の方法」により事業評価を行います。評価の基準や評価段階の表示方法について平成23年度から平成27年度までの推進計画の評価方法から一部変更していますので、詳しくは第2章をお読みください。なお、評価に当たっては以下の点に留意しています。

① 事業評価をわかりやすく示します。

★の数で評価結果を表現し、計画全体の進捗状況をレーダーチャートで示します。

② 客観的な評価に努めます。

数値目標を含んだ「分析の着眼点」を明記し、事業実績報告及び区民意識調査報告に基づいた分析を行い、その分析の結果を評価に反映します。大項目の評価は、中項目の★の数から総合的に導き出します。

③ 事業に対する改善点などを提言します。

各中項目の冒頭に、審議会から所管課へのメッセージとして「提言」を掲載します。

3 事業評価の対象－関連事業について

本答申では、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会の実現を主たる目的とする事業（以下「主目的事業」という。）のみならず、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進に関連する事業（以下「関連事業」という。）についても対象としました。なぜなら、関連事業も、条例で目指す社

会づくりに重要な役割を果たしているからです。

本答申は、関連事業については、その事業本来の目的という視点から評価したものではなく、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりという視点で評価しています。今後も関連事業の実施において、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する視点を持って事業を推進してほしいと思います。

4 結語

条例第4条は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を、区の主要な政策と位置付け、施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとしています。

上記の条例第4条及び第14条2項の趣旨に基づき、審議会による事業評価を次年度の事業実施に反映し、担当課だけではなく、区全体の所管課が一丸となって、推進計画の事業を効果的に実施することを期待します。それによってこそ、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重が着実に推進されると確信しています。

I 評価の方針

1 基本的な考え方

推進計画の実施期間である平成 28 年度から令和 3 年度までの間、毎年度の事業実績（進捗状況）とその成果を第三者機関である審議会が評価します。特に、成果の評価をすることが重要となります。

また、審議会としての事業評価は、区より提出されたデータ（「事業実績報告」及び「区民意識調査報告」）に基づいて、客観的に行うこととします。

2 評価の単位

評価は、最終的には大項目（目標）としてどうであったかを問いつつ、具体的には大項目を構成する中項目（課題）を単位に行います。中項目はいくつかの小項目（施策の方向）から、小項目はいくつかの事業で構成されています。

3 主目的事業と関連事業

事業には、主たる目的が「男女平等・共同参画及び性の多様性尊重」の推進にあると読み取れる主目的事業と、主たる目的は他の課題の解決・対応にあるが、その目標・方法・結果又は成果が男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進に関連すると読み取れる関連事業があります。たとえば、「中項目 2-2 子育て支援」の「施策の方向① 多様な保育サービスの充実」は、「保育を必要とする子どもに対する児童福祉の充実」が主たる目的ですが、同時に、多様な保育サービスの充実は、働く人々の仕事と生活の両立を支援し、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりに重要な役割を果たすこととなります。

主目的事業と関連事業は、異なる観点で検討します。主目的事業は、原則として事業の成果、場合によっては事業の実施状況に注目します。関連事業は、主要な政策目的が何であれ、その目標・方法・結果又は成果において、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進との関係が読み取れるかに注目します。

4 中項目単位の評価

中項目単位の評価は、中項目を構成する主目的事業及び関連事業をそれぞれ上記 3 に記した観点で検討し、それらを総合して行います。

5 大項目としての総括

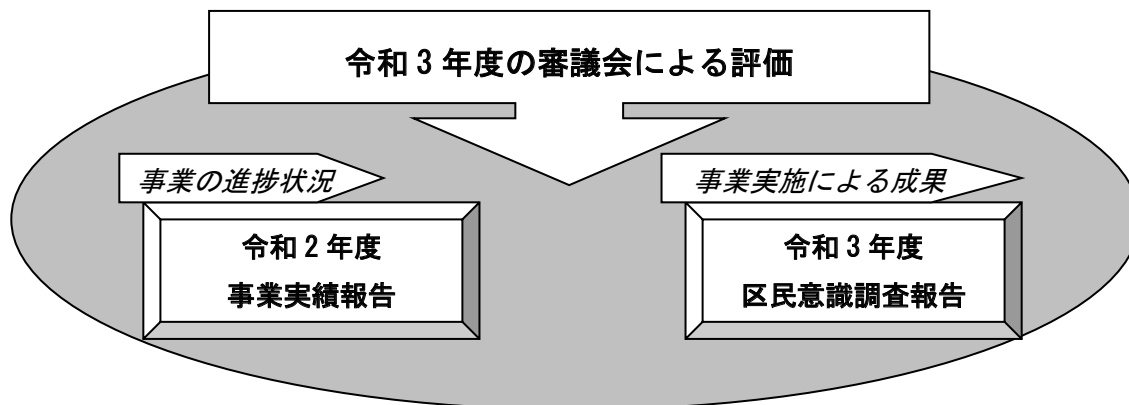
大項目の評価は、大項目を構成する中項目につき上記 4 の評価を行った上で、それらを総括して行います。大項目の中で、重点項目に指定されている中項目は、大項目として総括するときに重点的に着目します。

大項目（目標）	重点項目に指定されている中項目（課題）
1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	1-1 政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の推進
2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	2-1 仕事と生活の両立支援
3 人権が尊重される社会の形成	3-2 配偶者等からの暴力の防止
4 男女平等・共同参画の推進の強化	4-3 区民、事業者等との協働事業の充実

Ⅱ 評価の方法

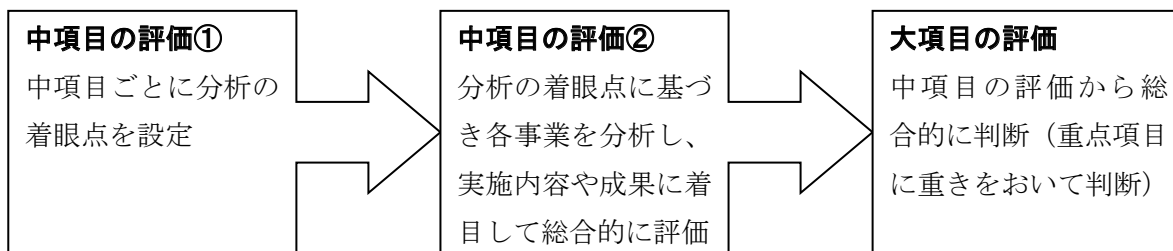
1 基本的視点と評価の流れ

- ① 令和3年度は、図のように、令和2年度の事業の進捗状況とその成果を評価します。



評価に際しては、区の所管課が提出した令和2年度の「事業実績報告」と、令和2年度に実施した事業の成果が反映されている翌令和3年度の「区民意識調査報告」によって、令和2年度の事業の進捗状況及びその成果を測ります。

- ② 評価の流れは下図のとおりです。



2 評価の基準

- ① 施策が成果をあげたかどうか、成果はどの程度であったかを測る“ものさし”として「指標」を設定することとします。指標は推進計画の掲げる「課題ごとの指標」（下表1）を使用します。評価の出発点となる「課題ごとの指標」の基準値は、推進計画（平成28年度～令和3年度）が始まる前の「事業実績」（平成27年度）及び「区民意識調査」（平成28年度）の結果を用います。

（表1） ★重点項目

目標 (大項目)	課題（中項目）		課題ごとの指標	基準値	直近の 数値	目標値 (令和3年度)
1 推進 男女 平等 ・ 共同 参画 の あ ら ゆ る 分 野 に お け る	★1	政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の推進	区が設置する附属機関や私的諮問機関（以下「附属機関等」という。）の女性委員の割合	36.9%	38.7%	50%
	2	地域、団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進	地域の活動や行事での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	37.5%	33.7%	50% 以上
	3	働く場における男女平等・共同参画の促進	労働・雇用・職場での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	11.7%	13.6%	25% 以上
	4	教育及び学習の場における男女平等・共同参画への理解促進	学校教育での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	72.5%	57.0%	80% 以上

2 ワーク・ライフ・ balan ス（仕事と生活の調和）の 推進	★1	仕事と生活の両立支援	固定的な性別役割分担意識 「反対・どちらかといえば反対」 と思う人の割合	55.2%	76.1%	70% 以上
	2	子育て支援	家庭生活（家事・育児・介護）で の男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割 合	9.9%	10.9%	20% 以上
	3	介護支援				
		共働き家庭での家事分担 「主に妻が行っている」人の割合		35.1%	25.8%	15% 以下
3 人権が尊重される 社会の形成	1	人権を尊重する意識の 醸成	身体的暴力の被害経験者の割合	6.7%	4.1%	ゼロ
	★2	配偶者等からの暴力の 防止				
	3	セクシュアル・ハラス メントの防止	セクシュアル・ハラスメントの被 害経験者の割合	10.9%	8.0%	ゼロ
	4	生涯にわたる性と生殖 に関する健康と権利の 理解促進と健康支援	妊娠や出産をめぐる女性の健康と 権利が「尊重されている」と考え る人の割合	—	47.7%	90% 以上
4 男女平等・共同参画の 推進の強化	1	計画の推進体制の充実	区の男女平等・共同参画施策を 「どれも知らない」人の割合	68.8%	70.1%	60% 以下
			目黒区男女平等・共同参画センタ ーを知っている人の割合	10.6%	10.3%	20% 以上
	2	計画の進行管理	—	—	—	—
	★3	区民、事業者等との協 働事業の充実				
	4	国、東京都、他自治体 との連携				

② また、上記の「課題ごとの指標」のほかに審議会独自の“ものさし”として、次の「審議会独自の目標」（下表 2）を設定します。評価の出発点となる指標の基準値は、「課題ごとの指標」と同様に、推進計画（平成 28 年度～令和 3 年度）が始まる前の「事業実績」（平成 27 年度）及び「区民意識調査」（平成 28 年度）の結果を用います。

（表 2）

課題（中項目）	審議会独自の目標	基準値	直近の数値	目標値
1－1 政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の推進	男女どちらかの委員のみの付属機関等の数 ※この目標は、可能な限り早期に達成されることを求める。ただし、対象となるのは会議体形式の付属機関等とする。	1	2	ゼロ
	（対象外となる付属機関等） ・子どもの権利擁護委員 ・景観アドバイザー ・男女平等・共同参画オンブズ			
	区の女性管理職の割合	13.0%	22.2%	20%以上 （令和 3 年度）

2-1	仕事と生活 の両立支援	家事・育児・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少する	家事 48.6%	家事 35.7%	-
2-2	子育て支援		育児 39.4%	育児 31.5%	
2-3	介護支援		介護 46.4%	介護 31.8%	

- ③ 「指標」及び「審議会独自の目標」を盛り込んだ「分析の着眼点」を各中項目に設定します。分析の着眼点は、中項目の評価を記載した頁に記載してあります。

3 評価段階の表示

中項目及び大項目の評価結果は次のように★の数によって表します。なお、中項目の評価については、前年度からの事業の進捗や成果が★一つ分に及ばない場合に、例外的に★半分（0.5 単位）の評価をする場合があります。

評価段階	内容
★★★★★	達成・十分である
★★★★	概ね十分である
★★★	ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある
★★	不十分である
★	極めて問題がある

4 評価作業における留意事項

（1）数値目標と評価の視点

各年度において「課題ごとの指標」と「審議会独自の目標」の達成度合いを評価する際には、目標値に達しているかという視点のみではなく、進捗状況も加味して評価を行います。これは、「課題ごとの指標」と「審議会独自の目標」が令和3年度までの達成を目指しているためです。

ただし、中項目1-1で掲げている「男女どちらかの委員のみの附属機関等の数 ゼロ」という審議会独自の目標は早期達成を求めているので目標値への到達を重視します。また、この目標については、該当する附属機関等があった場合は名称をあげてコメントを付します。なお、この目標の対象となるのは「男女平等・共同参画審議会」などの会議体形式の附属機関等のみとし、「男女平等・共同参画オンブズ」「子どもの権利擁護委員」などの区民から相談を受け問題解決を行うことなどを主な職務とする附属機関等については、対象外とします。

（2）評価の客観性

事業評価は「事業実績報告」と「区民意識調査報告」のデータに基づいて客観的に行います。さらに、審議会での議論を踏まえて、評価の客観性に留意しながら評価を行います。

（3）推進計画に掲載されている事業のうち、未着手のものがある場合

推進計画に掲載されている事業のうち、未着手の事業については、重点評価項目であるか否かに関わらず、必ずコメントを付します。

III 提言の意義

評価の内容を加味した上で、中項目単位で審議会から各所管課への「提言」を掲載します。「提言」は、審議会から所管課へのメッセージであり、本事業評価において最も重要なものです。所管課には、審議会からのメッセージを真摯に受け止め事業の実施に努めていただきたいと思います。

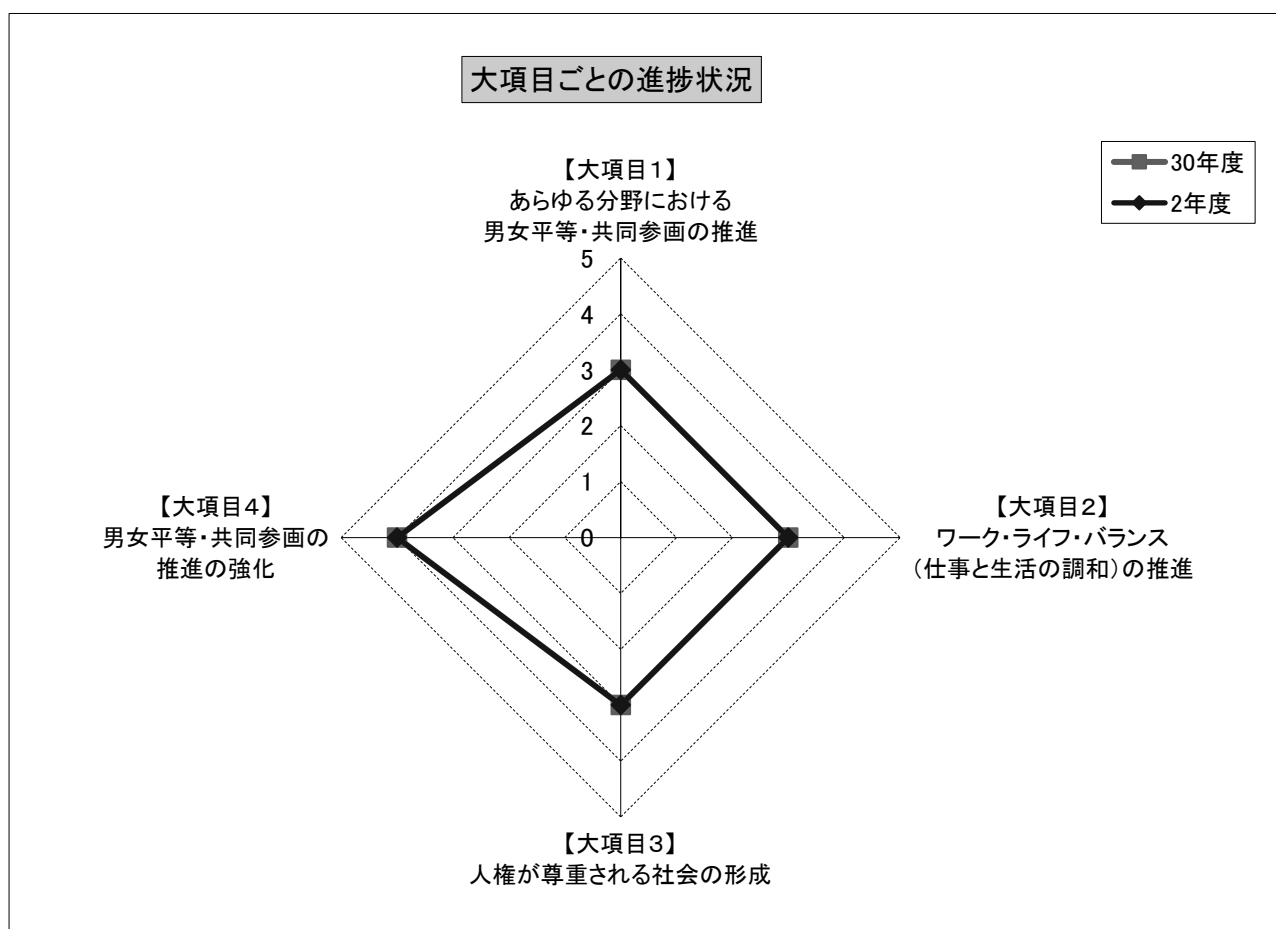
第3章 事業評価結果

I 令和2年度の評価

平成28年度から令和3年度まで実施する目黒区男女平等・共同参画推進計画の第4回目の評価です（令和2年度は事業評価を中止）。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業の多くが実施できませんでした。令和2年度の事業評価においては、事業を実施することが予定されていたにもかかわらず事業が実施できなかったことはマイナスと評価しないこととしています。

「大項目1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進」、「大項目2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」「大項目3 人権が尊重される社会の形成」はいずれも★★★の「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」と評価し、「大項目4 男女平等・共同参画の推進の強化」は★★★★の「概ね十分である」と評価しました。

大項目の総合評価は、**いずれも30年度と変化はありません。**



※30年度と2年度の評価が同じであるため、評価ポイントは同位置にあります。

Ⅱ 評価をする上での今後の課題

審議会における評価検討の過程で、以下の意見が出されました。

- ・男女平等・共同参画推進計画の実施期間は、5年とされているが、5年の間に社会情勢の変化などにより計画を評価するために設定した「分析の着眼点」が現状に合わなくなることが生じている。「分析の着眼点」を中間的な時点で見直すことを検討すべきではないか。

男女平等・共同参画推進計画 事業体系

	30 年度評価	2 年度評価	ページ
大項目 1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	★★★	★★★	I-11
中項目 1-1 政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の推進	★★	★★★★	I-11
中項目 1-2 地域、団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進	★★	★★	I-15
中項目 1-3 働く場における男女平等・共同参画の促進	★★★★	★★★★	I-18
中項目 1-4 教育及び学習の場における男女平等・共同参画への理解促進	★★★★	★★★★	I-21

	30 年度評価	2 年度評価	ページ
大項目 2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	★★★	★★★	I-25
中項目 2-1 仕事と生活の両立支援	★★	★★★★	I-25
中項目 2-2 子育て支援	★★★★★	★★★★★	I-31
中項目 2-3 介護支援	★★★★	★★★★	I-35

	30 年度評価	2 年度評価	ページ
大項目 3 人権が尊重される社会の形成	★★★	★★★	I-38
中項目 3-1 人権を尊重する意識の醸成	★★★★★	★★★★★	I-38
中項目 3-2 配偶者等からの暴力の防止	★★★★★	★★★★	I-41
中項目 3-3 セクシュアル・ハラスメントの防止	★★★★	★★★★	I-45
中項目 3-4 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の理解促進と健康支援	★★★★	★★★★	I-48

	30 年度評価	2 年度評価	ページ
大項目 4 男女平等・共同参画の推進の強化	★★★★★	★★★★★	I-51
中項目 4-1 計画の推進体制の充実	★★★★	★★★★	I-51
中項目 4-2 計画の進行管理	★★★★★	★★★★★	I-55
中項目 4-3 区民、事業者等との協働事業の充実	★★★★	★★★★	I-57
中項目 4-4 国、東京都、他自治体との連携	★★★★★	★★★★★	I-58

大項目 1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進

【大項目の総評】 ★★★ ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある

大項目 1 は、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、地域において、政策決定及び意思決定の過程に平等に共同参画することを目指した施策である。

事業の取組みは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、予定どおり進まなかったものもあるが、実施体制は維持されている。「政策決定及び意思決定過程」では、区管理職における女性管理職の割合が 20%を超え、審議会独自の目標値を達成した。しかしながら、付属機関等の女性委員の割合や女性委員ゼロの機関等の数は目標値を達成していない。また、「男女平等である」と思う人の割合は、「労働・雇用・職場」では減少傾向に歯止めがかかったものの、「地域活動や行事」及び「学校教育」では減少傾向が継続し、28 年度の基準値すら下回り、成果から見ると、未だ目標値に達する気配が見えない。

今後は、事業の着実な取組みと共に、停滞している施策については、何か斬新な取組みを工夫するなど対応を検討してほしい。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

・・

H28 年度から R3 年度の推進計画における新規事業番号と、新たな分析の着眼点には「New」と併記

【中項目】 1－1 政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の推進

《★重点評価項目》

指標の目標値

区が設置する付属機関や私的諮問機関の女性委員の割合 【50%】

審議会独自の目標値

男女どちらかの委員のみの付属機関等の数 【ゼロ】

区の女性管理職の割合 【20%以上】

提言

- 女性委員の割合が 50%未満である 39 の付属機関等は、男女平等・共同参画推進の取組みを強化してほしい事業 1。

目標値である女性委員の割合 50%の達成に向けて、各付属機関等は一層の取組みを進めてほしい。特に女性委員がゼロの「公害健康被害補償診療報酬審査会」及び「景観審議会」は、女性委員ゼロを克服する思い切った取組みを行ってほしい。

- 女性職員の昇任試験の受験奨励やキャリア形成に向けた研修制度及び区民女性を対象とした再就職支援の更なる充実に向けた取組みを継続してほしい事業 3・4・5・6・7・8。

区の女性管理職の割合は 20%以上を達成したが、これを維持するためには、管理職前の女性のキャリア形成が引き続き不可欠である。新型コロナウイルス感染症の影響により、変更や中止となった研修等があったことを踏まえ、今後は、オンラインを活用する等により、着実に実施でき

る取組みを行ってほしい。また、区民に身近な地方自治体として、区民女性に対する再就職支援の取組みを継続し、充実して行ってほしい。

分析の着眼点

- ① 政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の度合いの実績はどうか
- ・ 区が設置する付属機関等の女性委員の割合が 50%になったか
 - ・ 女性委員の割合が 50%に達していない付属機関等の女性委員割合を上げる取組みがなされているか *New*
 - ・ 男女どちらかの委員のみの付属機関等がなくなったか *New*
 - ・ 区の女性管理職の割合が 20%以上になったか *New*

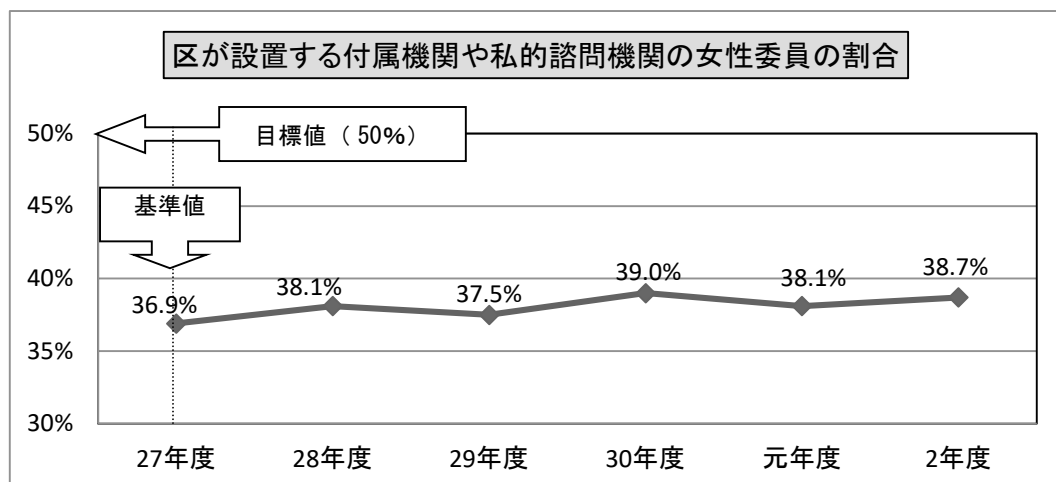
分析

《着眼点①》 政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の度合いの実績はどうか

- ・ 区が設置する付属機関等の女性委員の割合が 50%になったか
- ・ 女性委員の割合が 50%に達していない付属機関等の女性委員割合を上げる取組みがなされているか *New*
- ・ 男女どちらかの委員のみの付属機関等がなくなったか *New*
- ・ 区の女性管理職の割合が 20%以上になったか *New*

《分析①》 政策企画課は、23 年 1 月 26 日付けの男女平等・共同参画オンブズからの指摘を受け、24 年度から継続的に、毎年実施する付属機関等の設置状況の調査とともに、各所管課に対し、「関係団体へ可能な限り女性委員を推薦すること」を明記した依頼書を送付すること、及び「付属機関等の委員改選後の女性委員の割合をはじめ『女性比率 50%の目標に向けて配慮した点』などを報告すること」を依頼しており、女性委員割合の向上に向けた努力が認められる。

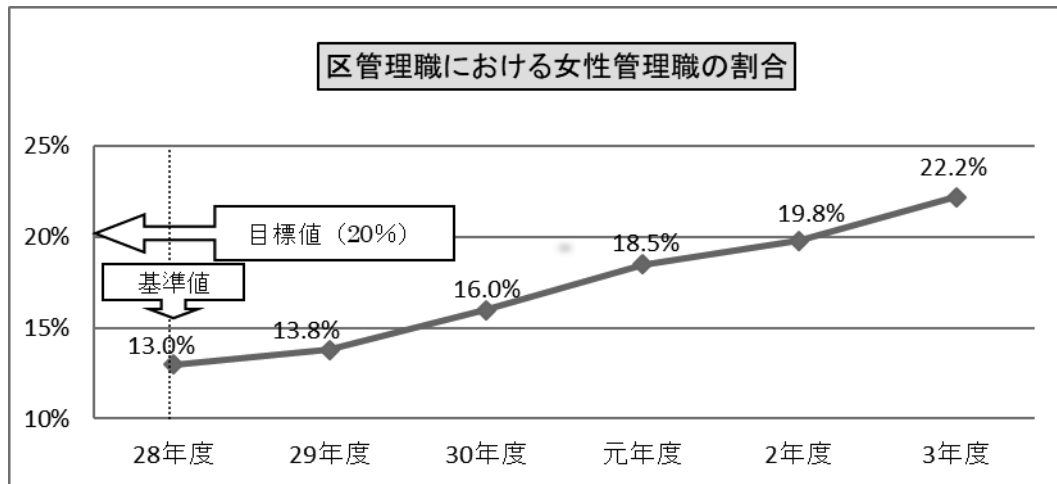
一方、付属機関及び私的諮問機関の女性委員の割合は 3 年 3 月 1 日現在で全体として 38.7%と、元年度の調査結果 38.1%から僅かながら上がっており、目標値の 50%との隔たりは若干小さくなった。また、51 ある付属機関等のうち、女性委員ゼロの機関は元年度の 4 機関から減少し、「公害健康被害補償診療報酬審査会」と「景観審議会」の 2 機関である事業 1。



人権政策課は、付属機関等の女性委員の割合を向上させるために制定した「付属機関等への女性の参画を促進するためのガイドライン」に、国立女性教育会館の「男女共同参画人材情報データベース」を活用するよう明記し、各所管に情報提供を依頼する際にデータベースの活用を推奨している事業 2。

3年4月1日現在の区常勤職員 2,181 人のうち女性職員は 1,211 人であり、女性職員割合は 55.5%と、2年4月1日（55.1%）とほぼ同程度である。管理職総数に対する女性管理職の割合は、3年4月1日は 22.2%で2年同月（19.8%）から上昇し、審議会独自の目標値である 20%以上に到達した。

管理職昇任選考の受験者 36 人に占める女性数においては、2年度は 8 人であり、女性割合は 22.2%と元年度の 12.9%から上昇している。なお、女性合格者は、2年度は 8 人中 3 人であり元年度の 6 人中 2 人から増加した。



課長補佐職昇任能力実証では女性受験者は元年度 7 人（41.2%）から 2年度は 6 人（22.2%）とほぼ同様だが、女性合格者は元年度の 5 人（62.5%）から 2年度は 3 人（33.3%）と減少した。なお、主任職昇任選考では女性受験者は元年度の 86 人（70.5%）から 2年度は 102 人（71.3%）となり、女性合格者は、元年度の 24 人（52.2%）から 2年度は 32 人（66.7%）と増加した【事業 3】。

採用 3 年目職員を対象としたキャリア形成支援研修及び若手職員キャリア形成支援研修は計画されていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった【事業 4】 *New*。また、職員のキャリア形成への対応、及びワーク・ライフ・バランスの推進を目的とした「メンター相談制度」を実施した（実績 2 年度 1 件、元年度 7 件）【事業 5】 *New*。

女性の就労支援セミナーと、これからキャリアを築こうと考えている女性を対象に女性のキャリアアップ講座は計画されていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。また、男女共同参画週間に合わせたパネル展示を総合庁舎西口ロビーで 25 年度から継続して行っている【事業 6・7】。

女性リーダー育成のための派遣研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、女性団体リーダー国内研修への助成は実施できず、「日本女性会議」への参加助成は Web 開催された会議への参加費等について助成が行われた【事業 8】。

評価

★★★★

評価の理由

区は継続的に各所管課に対し、所管の委員会等における女性委員の積極的な選出を依頼し、委員改選時には、改選の約 3 か月から 4 か月前に「付属機関等への女性の参画を促進するためのガイドライン」に基づき、働きかけを行っている。また、若手職員や女性職員のキャリア形成支援策の一つとして「メンター相談制度」を実施しているが、実績は 1 件にとどまっている。

付属機関等の委員の全体に占める女性割合は、依然として目標値 50%を 10 ポイント以上下回ったままで大きな上昇傾向は見られない。一方、区管理職に占める女性職員の割合は、着実に増加し、審議会独自の目標値を上回った。また、女性委員ゼロの機関は 4 機関から 2 機関になった。

区の継続的な取組みは評価できるが、明らかな実績が表れているとは言えず、本項が「重点評価項目」とされていることに鑑みると、十分と言える状況にはない。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告（元年度・2 年度）

【中項目】 1-2 地域、団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進

指標の目標値

地域の活動や行事での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合 【50%以上】

提言

- 地域活動の意思決定への男女平等・共同参画を進めるために、男女平等意識の向上を促す施策を引き続き検討してほしい事業 13。

日ごろの地域活動は、女性が積極的に参加しているにもかかわらず、地域活動の意思決定の立場にある女性は少ない。区民意識調査によると、地域の活動や行事で「男女平等である」とする区民は、33.7%と減少した。男女が共に意思決定に参画することによって住みやすい地域社会の形成につながっていくと考えられるので、各住区、町会・自治会に働きかけ、女性が地域活動の意思決定に参加できるような男女平等意識の醸成を図ってほしい。

- 男女が共に参加しやすい講座等の開催の取組みを継続し、より充実させてほしい事業 10・11・12。

講座等の開催曜日の工夫や開催数等を増やす努力をして、幅広い内容の講座が開催されているが、新型コロナウイルス感染症の影響により一部、変更・中止された。今後は、新たな生活様式を踏まえ、オンラインを活用する等により、着実に実施されることを望む。

分析の着眼点

- ① 地域活動の意思決定への男女の等しい参画があったか
- ② 地域活動への男女共の参加があったか
- ③ 地域活動における男女平等・共同参画の意識啓発のための区の取組みは行われたか
- ④ 地域の活動や行事での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合が 50%以上になったか

分析

≪着眼点①≫ 地域活動の意思決定への男女の等しい参画があったか

≪分析①≫ 住区住民会議代表者の2年度の女性割合は、元年度の9.0%（22人中2人）から13.6%（22人中3人）と増加した、町会・自治会長の2年度の女性割合は元年度の13.4%（82人中11人）と変わらず、依然として低いままである事業 13。

≪着眼点②≫ 地域活動への男女共の参加があったか

≪分析②≫ 「働く男女が参加しやすい講座等の開催」の点では、講座の開催数や参加人数は課ごとに増減はあるものの、人権政策課、産業経済・消費生活課、スポーツ振興課、保健予防課や生涯学習課などで幅広い内容の講座が開催されている。男性の育児参加を促す保健予防課の「パパママの育児教室」は、元年度は年30回、2年度は年32回実施し（新型コロナウイルス感染症の影響により4～7月は中止し、再開後は妊婦を対象外とした「パパの育児教室」として実施）、参加者は元年度の延べ1,221人（男性611人、女性610人）から2年度は延べ296人（男性のみ）であった。また、社会教育館ごとの各種講座の参加者は、元年度の延べ1,268人（男性545人、女性674人）に対し、2年度は延べ612人（男性155人、女性413人、男女44人）であった事業 10。

保育付き講座の開催は、報告書提出件数26件、実施回数延べ59回、保育者数延べ111人、保育

児数延べ 233 人（うち 2 歳未満児延べ 32 人）で、元年度の報告書提出件数 88 件、実施回数延べ 236 回、保育者数延べ 482 人、保育児数延べ 921 人（うち 2 歳未満児延べ 251 人）と比べ、延保育児数、保育者数、2 歳未満保育児数はいずれも減少している【事業 11】。

講座等における保育従事者登録事業の点では、登録者が元年度の 43 人から 39 人に減少した。2 年度は、保育者向けフォローアップ・意見交換会は実施しなかった【事業 12】。

男女平等・共同参画センター利用登録団体は、2 年度は元年度の 23 団体から 25 団体に増加した。【事業 17】。

学習・交流の場の提供としての男女平等・共同参画センターの会議室等の利用の状況では、会議室の利用回数は 2 年度 225 回（元年度 447 回）、研修室の利用回数は 2 年度 433 回（元年度 423 回）、保育室の利用回数は 2 年度 45 回（元年度 200 回）であった【事業 16】。また、24 年度から男女平等・共同参画センター資料室の女性史に関わる貴重資料（約 300 点）を開架とし、閲覧・複写サービスを行うとともに、ホームページにその一覧を掲載して区民への周知に努めている。資料室の蔵書数や DVD を増やし資料室をメールマガジン「キラリねっと」及び男女平等・共同参画センターだより「であいきらり」で周知した。貸出冊数は元年度の 1,146 冊から 2 年度は 1,170 冊に若干増加、登録者数は元年度の 78 人から 2 年度は 49 人に減少した【事業 15】。

女性リーダー育成のための派遣事業は、国内研修は実施せず、「日本女性会議 2020in あいち刈谷」は Web での会議開催となったため会員全員の参加費等の一部を助成することで参加を支援した【事業 18】。

講師派遣等支援事業のうち「申請社会教育学級」は、団体参加が 8 団体（元年度 7 団体）、学習会回数 52 回（元年度 76 回）、参加者延べ人数 436 人（元年度 808 人）であった。その他派遣事業（社団連、女性団体）では、講習回数 16 回（元年度 19 回）、参加者 462 人（元年度 732 人）であった【事業 19】。

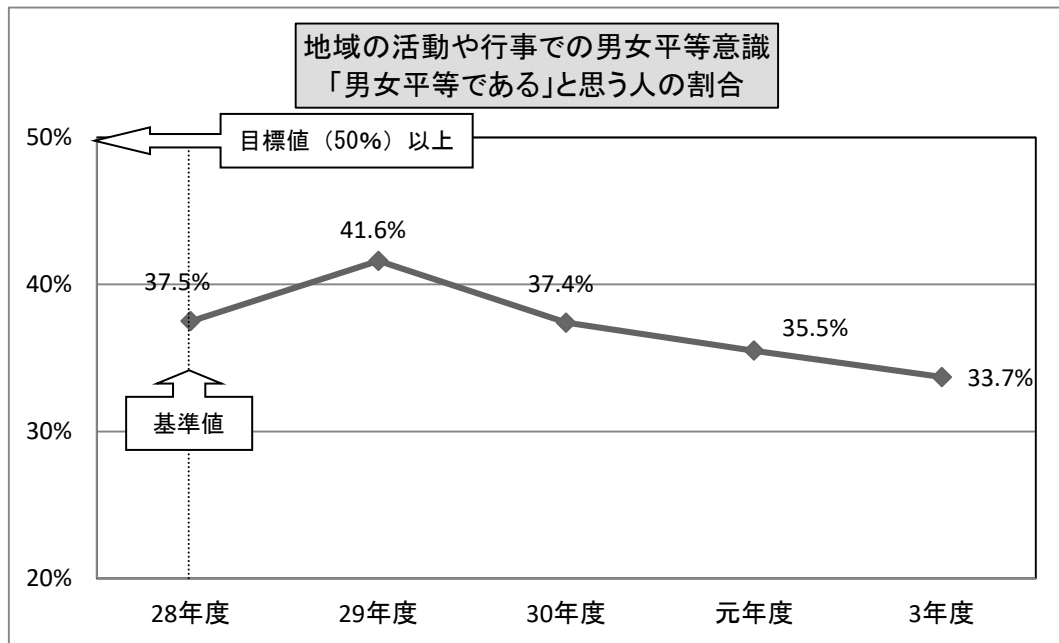
《着眼点③》 地域活動における男女平等・共同参画の意識啓発のための区の実践は行われたか

《分析③》 東京都社会保険労務士会目黒支部との共催で、社会保険労務士による「働き方改革」の特別相談会を実施し、1 社の参加があった【事業 9】。

防災課では、目黒区地域防災計画の前提として、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していくことにし、地域住民による避難所運営組織について女性の参画を図り、担当ごとに男女の責任者を置き、男女のニーズの違いを考慮した視点のもと、各種会議や防災対策講演会などを進めている。また、スポーツ振興課も、地域のスポーツ活動を担うための会合を実施する際には、働く男女の都合に配慮し、構成員が参加しやすい時間帯に開催している【事業 13】。「避難所運営協議会の手引き」に、男女双方の視点や複数の女性の参画の重要性、避難所運営の構成員に男女の偏りがないよう留意する必要性などについて記述している【事業 14】 *New*。

《着眼点④》 地域の活動や行事での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合が 50% 以上になったか

《分析④》 令和 3 年度の区民意識調査の「地域の活動や行事での男女平等意識」について、「男女平等である」と答えた人の割合は 33.7%（元年度は 35.5%）と、基準値の 37.5%（28 年度）よりも低い割合になっていて、目標値の 50% には及ばない。

**評価**

★★

評価の理由

区は関係各課連携の下、働いている人も参加しやすい曜日や時間帯の開催や保育付き講座を設けるなど「働く男女が参加しやすい講座等の開催」を継続的に幅広く行っている。新型コロナウイルス感染症の影響により妊婦を対象外とした「パパママの育児教室」には、対象が男性のみであったにもかかわらず多数が参加した。また、男女平等・共同参画センターの25登録団体の活動を支援し、登録団体の育成にも努めている。

しかしながら、住区住民会議代表の女性の数は1人増えたものの、女性の町会・自治会長の数は変化がなく、いずれも女性割合は10%台にとどまっている。女性は、地域活動を日常的に行っているにもかかわらず、地域活動の意思決定への男女平等な参画には至っていない。更に、区民意識調査「地域の活動や行事で『男女平等である』と思う人」の割合は、29年度以降低下し、基準値の37.5%（28年度）を下回り、目標の50%から遠ざかる傾向に歯止めがかかっていない。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（元年度・2年度）

区民意識調査報告（元年度・3年度）

【中項目】 1－3 働く場における男女平等・共同参画の促進

指標の目標値

労働・雇用・職場での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合 【25%以上】

提言

- 区内事業者への男女平等・共同参画に関する啓発や情報提供を継続して行ってほしい【事業 20・21】。

区内事業者への働きかけは、目黒法人会を通じて、また社会保険労務士会目黒支部との共催で行われている。このような団体を通じた、あるいは共催による啓発や情報提供を継続的に進めると同時に、さまざまな機会を通じて直接、区内の事業者（特に中小企業のトップ）に働きかける取組みを引き続き検討してほしい。

- 女性の起業や就労への支援をさらに充実してほしい【事業 22・23・24・25】。

女性の再就職、起業・自営を支援する講座や相談を継続的に行っていくとともに、実際の就労につながるような支援を継続して行ってほしい。

分析の着眼点

- ① 事業者への啓発・情報提供が効果的に行われたか
- ② 女性の起業・自営や就労への支援があったか
- ③ 働く場としての区において男女平等・共同参画は推進されたか
- ④ 労働・雇用・職場での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合が 25%以上になったか

分析

《着眼点①》 事業者への啓発・情報提供が効果的に行われたか

《分析①》 東京都社会保険労務士会目黒支部と共催で、社会保険労務士による「きつとうまくい！テレワーク（在宅勤務）の進め方」の特別相談会を実施し、1社の参加があった【事業 21】 *New*。総合庁舎内や区民センター内にパンフレット棚を設置し、東京都労働相談情報センターニュース、東京都中小企業振興公社などのパンフレット、セミナーや講演会等の開催のチラシを配布し、事業者の理解促進を図った【事業 20】。

《着眼点②》 女性の起業・自営や就労への支援があったか

《分析②》 女性限定ではないが、「実践めぐろ創業塾（フォローアップ講座）」（参加者延べ 28 人：女性 15 人、男性 13 人）を 2 日間、「実践めぐろ創業塾（兼業・副業型）」（参加者延べ 156 人：女性 84 人、男性 72 人）を 6 日間、各々オンライン開催した【事業 22】。起業に関する相談「創業相談室」の相談件数は、130 件（女性 63 人）で元年度の 104 件（女性 49 人）から増加した。比較的女性の進出しやすいサービス業等の創業相談が増えてきているため、女性の利点を生かせる職種の新情報には特に留意し、時代のニーズに適合した助言を行っている【事業 23】。

女性の起業家や自営業者への支援として各種融資事業が実施された。また、離職者に対する生活再建の支援としての総合支援資金の貸付は、4,172 件であった【事業 24】。

ワークサポートめぐろにおける就労相談事業として、就職ミニ講座の延べ参加者は 385 人となり、そのうち女性は 287 人であった。就職支援セミナーは 2 年度 2 回実施され、「コロナ禍の就

職活動とアフターコロナの働き方」は、9人中5人、『労働法』とコロナ禍での働き方」への女性参加者は9人中7人だった事業25。

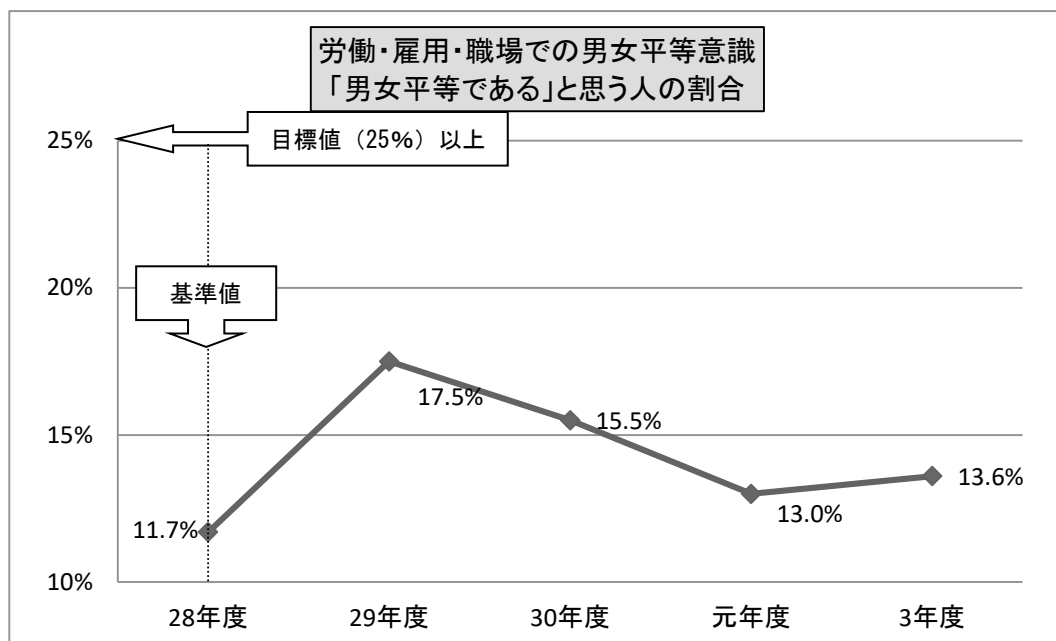
《着眼点③》 働く場としての区において男女平等・共同参画は推進されたか

《分析③》 区は、「人材育成・活用基本方針」により、これまで以上に女性職員の参画を促進していく事を示し、平成28年3月には、管理職における女性比率を令和2年度までに20%にすることを目指す目標を盛り込んだ「目黒区女性職員活躍推進計画」を策定しており、職員配置の性別における偏りの解消に努め、女性職員の勤労意欲の向上と昇任意欲の醸成を図った。また「人材育成・活用基本方針」の方向性に沿って、人事異動の実施にあたっては職員の異動希望を踏まえた上で、各所属の男女のバランスに極力配慮するとともに、従来からの男性職員の配置が多い部門には積極的に女性職員の配置を行った。「目黒区女性職員活躍推進計画」に係る取組みとして、女性管理職をロールモデルとした「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて」（取組事例集）を職員向けに引き続き周知し、女性職員の昇任意欲醸成に取り組んだ事業26。

区職員の男女平等・共同参画に対する理解を深めるため、男女平等・共同参画審議会からの意見や年次報告書を庁内システムを活用して周知し、区職員の理解促進を図った。また、セクシュアル・ハラスメントをはじめとした各種ハラスメントについての指針や要領を配布し、相談窓口等についても周知した事業27。管理職を対象として、女性活躍推進や多様性に配慮した組織や地域を目指す取組の重要性についての理解を促進するためのオンライン研修を実施し（参加者60人）、希望者を対象として、ジェンダーを含む性の多様性についての理解を促進するための研修を実施した（参加者48人）。また、2年度に任用された会計年度任用職員全員を対象として、会計年度任用職員研修の中で、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスなど職業を取り巻く人権問題をeラーニングで実施した（受講者数1,374人）事業28。

《着眼点④》 労働・雇用・職場での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合が25%以上になったか

《分析④》 区民意識調査において「労働・雇用・職場で『男女平等である』と思う人の割合」は、令和3年度は13.6%となり、元年度の13.0%から横ばいであった。目標値の25%以上には大きく届かない結果となった。



評価

★★★

評価の理由

事業者への啓発、情報提供は継続的に行われており、創業を支援する講座開催や就労相談等が行われている。また、「働く場としての区」として、女性職員の昇任意識醸成等に努めた。また、2年度に任用された会計年度任用職員全員を対象として、会計年度任用職員研修の中で、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスなど職業を取り巻く人権問題を e ラーニングで実施したことは注目される。

しかしながら、区の継続的な努力は認められるものの、区民意識調査において「労働・雇用・職場で『男女平等である』と思う人」の割合は、上昇に転じたと言える状況になく、目標値の 25% 以上から遠ざかっている。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告（元年度・2 年度）

区民意識調査報告（元年度・3 年度）

【中項目】 1－4 教育及び学習の場における男女平等・共同参画への理解促進

指標の目標値

学校教育での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合 【80%以上】

提言

- 学校教育の場での男女平等・共同参画の考え方を浸透させる取組みを引き続き推進してほしい事業 36・37・38・39。

区民意識調査において、学校教育について「男女平等である」と思う人の割合は、57.0%と減少した。その背景には、都立高校における男女別定員による合格ライン格差の問題等があったものと推測されるが、区には、引き続き男女混合名簿の使用や教員、児童・生徒に対する男女平等・共同参画の考え方の啓発を着実に進めてほしい。特に、区独自の人権教育推進校の取組みは、男女平等・共同参画意識の醸成に効果的であると考えられるので、継続して行ってほしい。

- 働く場としての学校における男女平等・共同参画に向けた取組みを一層強化してほしい事業 40。

区立の小学校及び中学校の女性の管理職数は、2年度と変化がなく、女性管理職の割合が小学校に多く、中学校に少ないという傾向も変化がない。このような現状は何に起因するのかについて検討し、特に中学校における女性管理職を増やす取組みをより一層推進してほしい。

- メディア・リテラシー教育において、男女平等・共同参画の視点を取り入れた取組みを行ってほしい事業 41・42。

メディアは、児童・生徒のみならず成人の区民の男女平等・共同参画意識に関し、大きな影響を与えているが、「社会教育におけるメディア・リテラシー教育の実施」は2年連続して実施されていない。学校教育及び社会教育において男女平等・共同参画の視点をもった積極的なメディア・リテラシー教育を進めてほしい。

分析の着眼点

- ① 教育活動において、男女混合名簿の使用を含めた男女平等教育が推進されているか
・学校教育について「男女平等である」と思う人の割合が80%以上になったか
- ② 働く場としての学校において、男女平等・共同参画が推進されているか
- ③ 生涯学習において、男女平等教育が推進されているか
- ④ メディア・リテラシー教育において、男女平等・共同参画の視点があるか

分析

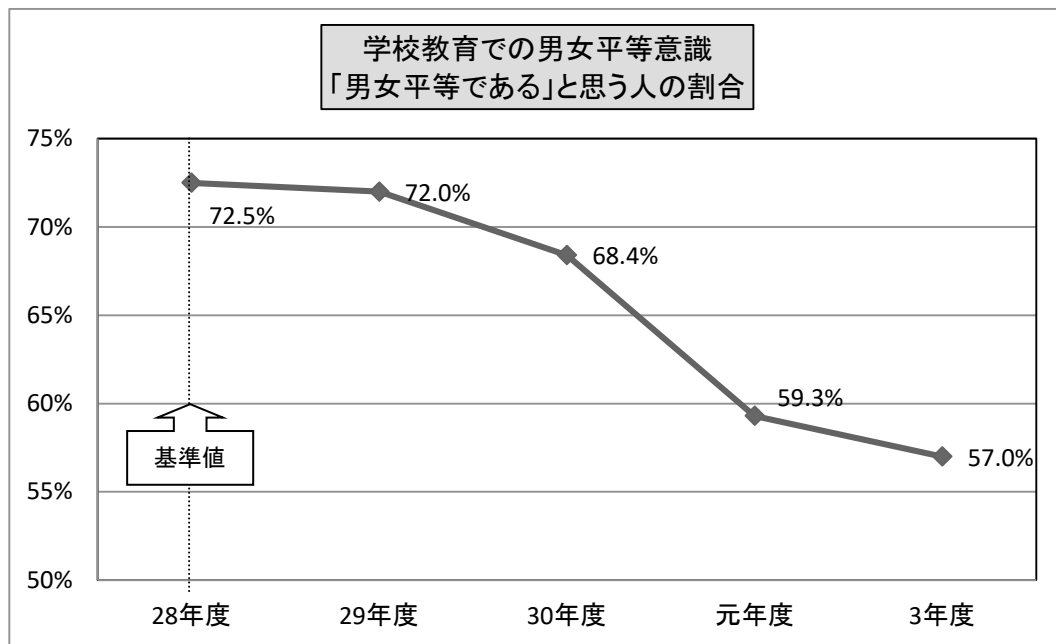
《着眼点①》 教育活動において、男女混合名簿の使用を含めた男女平等教育が推進されているか
・学校教育について「男女平等である」と思う人の割合が80%以上になったか

《分析①》 男女混合名簿の使用は、全区立小・中学校で継続して実施されている事業 36。教員を対象とする研修は、元年度同様、目黒区内全教職員の必修研修として、eラーニングによる人権教育推進の研修を実施し、人権課題の様々な視点で啓発に努めた。教育課題研修としては、各学校の人権教育担当者等を対象にした書面による人権教育研修を開催した。事業 37。

学校では、教育活動全体を通じて男女平等・共同参画の考え方を身に付けた児童・生徒を継続して

育成している。また、教員の人権感覚を高める取組も継続して実施し、「目黒区子ども条例」の趣旨を生かした人権感覚チェックシートなども活用している。4校（3小学校、1中学校）が区の人権教育推進校の指定を受け、学校や地域における人権教育の推進上の諸課題に系統的、組織的に取り組み、様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進した。指定から2年目となる2小学校では、区が主催する人権研修会（人権教育推進校研究発表会）を開催し、他校に公開授業及び事例報告会等を行った【事業 38】。また元年度に引き続き、社会科を中心に教育活動全体を通じて、男女平等・共同参画の意識を醸成する授業を実践している。一例として、小学校（6年生）では戦後20歳以上のすべての男女に選挙権が保障されたことや、日本国憲法において男女平等が示されたこと、国連において女子児童教育拡充が求められたことなど、人権に関する国内外の取組みについて、中学校では男女共同参画社会基本法、男女雇用機会均等法、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の制定により、男女の平等が進んできていることについて学んでいる【事業 39】 **New**。

区民意識調査において、学校教育について「男女平等である」と思う人の割合は、元年度調査では59.3%と低下し、令和3年度調査では57.0%と低下した。一方、同調査で「あなたは、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重を推進するために、今後、区は特にどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。（〇は3つまで）」という問いに、「学校での男女平等・共同参画及び性の多様性尊重に向けた教育の推進」と答えた人の割合は41.4%（元年度31.3%）と1番目となっている。また、「家事・育児・介護の分担が一方の配偶者に偏らないようにするためには、特にどんなことが必要だと思いますか。（〇は3つまで）」の問いに「学校教育の場で、家事などは男女が共に担っていくことであると教えること」と回答した割合は45.3%であり、3番目に多い回答だった。



《着眼点②》 働く場としての学校において、男女平等・共同参画が推進されているか

《分析②》 女性の管理職（小・中学校長、副校長）数は、区立の小学校22校・中学校9校の全31校62人中、3年4月1日は全体で22人（35.5%）と2年4月1日と変わりはない。管理職ポストのうち女性管理職の割合を小・中学校ごとに見ると、小学校における女性管理職割合は45.5%（44人中20人）であり、中学校における女性管理職割合は11.1%（18人中2人）と隔たりが見られることも変わらない。

管理職選考における女性教員の受験割合は、有資格者 243 人（女性 160 人、男性 83 人）のうち、受験者は 10 人（女性 6 人、男性 4 人）で、元年度の 20%から 60%へと割合が高くなり、有資格者割合 65.8%に近づいた。さらに合格者も 10 人中 6 人が女性で 60%であった。**事業 40**。

《着眼点③》 生涯学習において、男女平等教育が推進されているか

《分析③》 生涯学習における男女平等教育として、区内全小・中学校において道徳授業地区公開講座を開催し、道徳の授業を地域の住民に公開することで男女平等教育のための知識・情報を広く伝えている。また、授業参観だけでなく、道徳授業に関する意見交換会や住民の参加できる講演会も実施し、学校の発行する学校だよりや各学校がホームページをとおして情報発信に取り組んだ**事業 30**。

学童保育事業運営に当たっては、保育のなかで、児童の役割分担等について常に男女平等の視点を持って事業を行った。また、保育課では男女平等の視点に立った保育の実践のための自己啓発を促したほか、引き続き保育職員に対する研修の充実に努めている**事業 31**。

社会教育講座の開催については、開催前にホームページやチラシ・ポスターで情報提供を行っている。情報提供時は、男女平等の視点に立ったイラストを使用するなどの配慮をしている。また、人権やジェンダーを考える講座を 2 回実施し、参加者は合わせて 53 人（女性 33 人、男性 20 人）であった**事業 32、33**。

様々な行事や講座が各所管で開講されており、保育付きの行事や講座の開催実績は、延べ 59 回実施され、保育児数延べ 233 人（うち 2 歳未満児延べ 32 人）に対して、保育者数延べ 111 人が保育を行った**事業 35**。

《着眼点④》 メディア・リテラシー教育において、男女平等・共同参画の視点があるか

《分析④》 学校教育におけるメディア・リテラシー教育の推進については、児童・生徒のメディア・リテラシーを育成する事業が引き続き実施された。また、情報モラル教育では情報の収集、発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実に図っている。その際、男女平等・共同参画などの人権尊重の観点を踏まえた指導を進め、児童・生徒が「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を解消し、適切に判断できるように、教員が指導している**事業 41**。

評価

★★★

評価の理由

全区立小学校・中学校での男女混合名簿の使用や、全教職員や児童・生徒に対して男女平等・共同参画の考え方を理解するための研修や教育が行われている。生涯学習においても、道徳授業地区公開講座を通して、男女平等教育が進められている。なお、4 校（3 小学校、1 中学校）が区の人権教育推進校の指定を受け、学校や地域における人権教育の推進上の諸課題に系統的、組織的に取り組み、様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進している。

しかしながら、区民意識調査において、学校教育について「男女平等である」と思う人の割合は、57.0%となり、元年度調査の 59.3%からさらに低下した。また、事業 42 の「社会教育におけるメディア・リテラシー教育の実施」は 2 年連続して実施されなかった。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告（元年度・2 年度）

区民意識調査報告（元年度・3 年度）

大項目 2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

【大項目の総評】 ★★★ ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある

ワーク・ライフ・バランスの推進を目指す大項目 2 は、男女が平等に共同参画する社会づくりにおいて、実現の基盤ともいえる意識や生活における分担にかかわる目標である。

固定的な性別役割分担意識について、計画策定時点の 28 年度の区民意識調査では「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合は全体で 55.2%、男性においては 51.6%に過ぎなかったが、3 年度の調査では全体で 76.1%、男性でも 72.5%とこの 5 年で大きく変化した。政治家の発言への報道や企業の取組みによって、上記の考え方が男女平等・共同参画社会の実現に向け持つべき認識として共有されてきたことを示しており、この変化は喜ぶべきことである。また、新型コロナウイルスの影響で 2 年度の事業には計画通り実行できたものが少なかったが、各事業の枠組みは維持されており、とりわけ、保育所の待機児童数ゼロが実現・維持されていることは評価に値する。

しかし、家庭生活での平等の実現度合いや共働き家庭での家事の分担割合、家庭内での家事・育児・介護で「主に妻が行っている」割合などから見受けられる目指すべき状態との隔たりは依然大きい。意識の変化を行動の変化につなげ、実態を変えていくうえでは課題があると言え、今後の施策のあり方について多角的に見直すことも必要と考える。以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

～～～～～
H28 年度から R3 年度の推進計画における新規事業番号と、新たな分析の着眼点には「New」と併記

【中項目】 2－1 仕事と生活の両立支援	《★重点評価項目》
指標の目標値 固定的な性別役割分担意識に「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合 【70%以上】 家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合 【20%以上】 共働き家庭での家事分担「主に妻が行っている」人の割合 【15%以下】 審議会独自の目標 家事・育児・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少する	
提言 ○ 家庭生活における男女平等・共同参画の実現に向けた実際の行動を作り出す諸施策の充実を図ってほしい事業 46・49・50。 固定的な性別役割分担意識については目標値を達成したものの、家庭生活の実態としては、妻の家事負担割合の状況をはじめ大きく改善されたとは言い難い。意識の変化が行動につながらない要因を分析するとともに、男性の家事・育児・介護への参加が促進されるような施策への見直しを図ってほしい。 ○ 事業者に向けた施策の復活・見直しを求めたい事業 43・44・45。	

新型コロナウイルスの影響もあり、平成30年度まで多くの参加者を集めていた「ワーク・ライフ・バランス推進啓発講座（社会保険労務士会目黒支部と共催）」が未開催となっている。事業者への啓発の核となる施策ゆえ、早期の復活を希望する。また、その他の施策においては応募が少ない背景を分析のうえではあるが例えば、情報提供の方法をDVDの貸し出しだけではなく、「いつでも視聴可能なYouTubeなどのインターネットを活用した動画配信を取り入れるなど施策のあり方の見直しを進めてほしい。

分析の着眼点

- ① 固定的な性別役割分担意識は改善したか
 - ・ 固定的な性別役割分担意識に「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合が70%以上になったか
- ② 家庭生活における男女平等・共同参画が推進されたか
 - ・ 家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が20%以上になったか
 - ・ 共働き家庭で、家事を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が15%以下になったか *New*
 - ・ 家事・育児・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか
- ③ 事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスの啓発は適切になされているか
- ④ 男性に対して、ワーク・ライフ・バランスの啓発は適切になされているか *New*

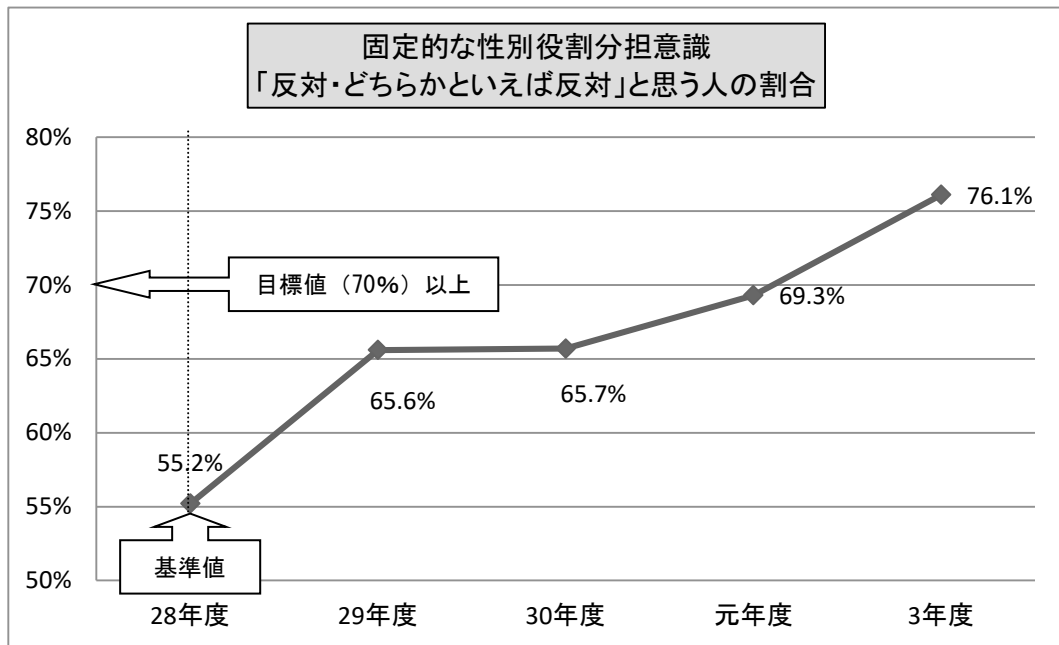
分析

《着眼点①》 固定的な性別役割分担意識は改善したか

- ・ 固定的な性別役割分担意識に「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合が70%以上になったか

《分析①》 区民意識調査によれば、固定的な性別役割分担意識に「反対」と回答した人の割合は、46.5%、「どちらかといえば反対」の人の割合は29.6%、合計76.1%だった。男女別に、「反対・どちらかといえば反対」の人の割合を見てみると、女性は79.1%、男性は72.5%だった。

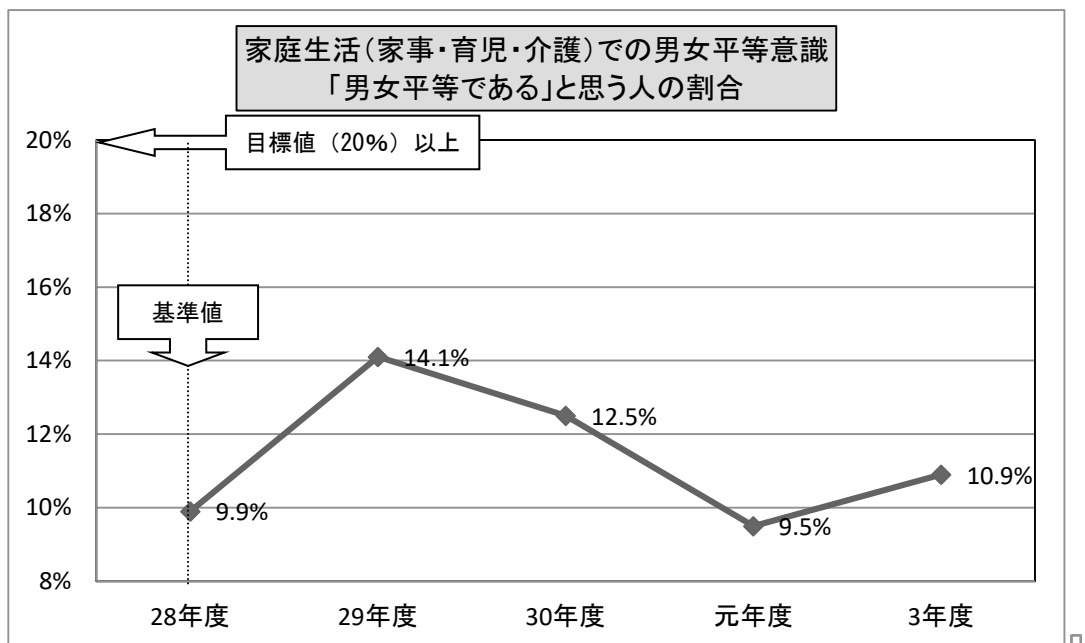
3年度の調査で固定的性別役割分担意識に反対する回答の割合は、70%を超え、目標値を達成した。



《着眼点②》 家庭生活における男女平等・共同参画が推進されたか

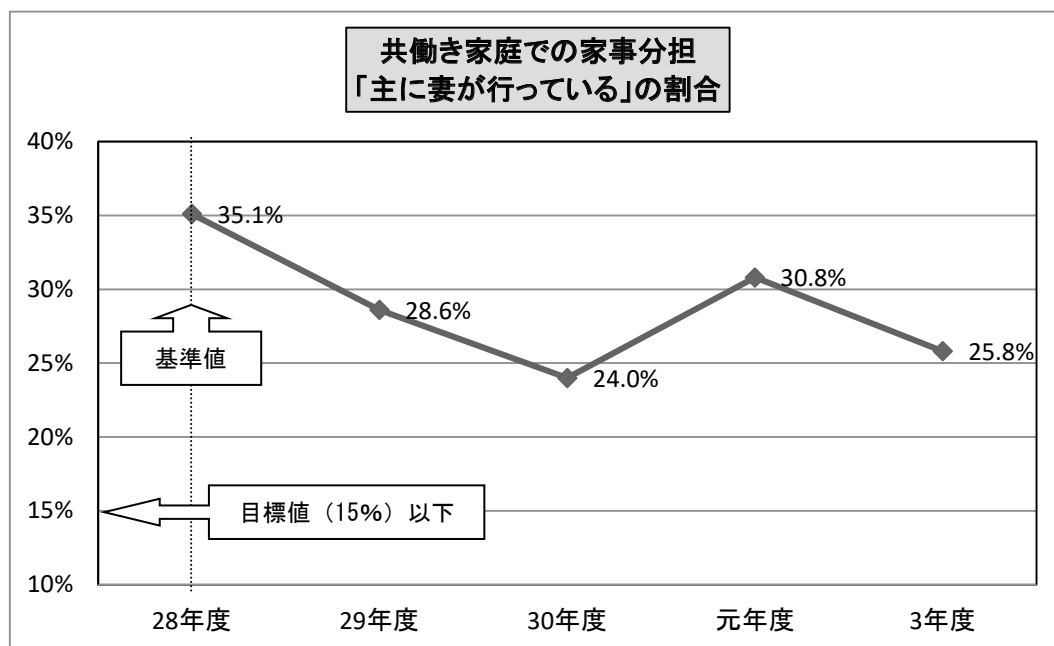
- ・家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が20%以上になったか
- ・共働き家庭で、家事を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が15%以下になったか *New*
- ・家事・育児・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか

《分析②》 区民意識調査において、家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識について、「男女平等である」と回答した人の割合は、全体で10.9%だった。標本誤差の範囲内ではあるが、元年度の9.5%から増加した。また、男女別にみると、男性は17.7%が「男女平等」と回答しているのに対し、女性は5.5%しか「男女平等」と回答していない。

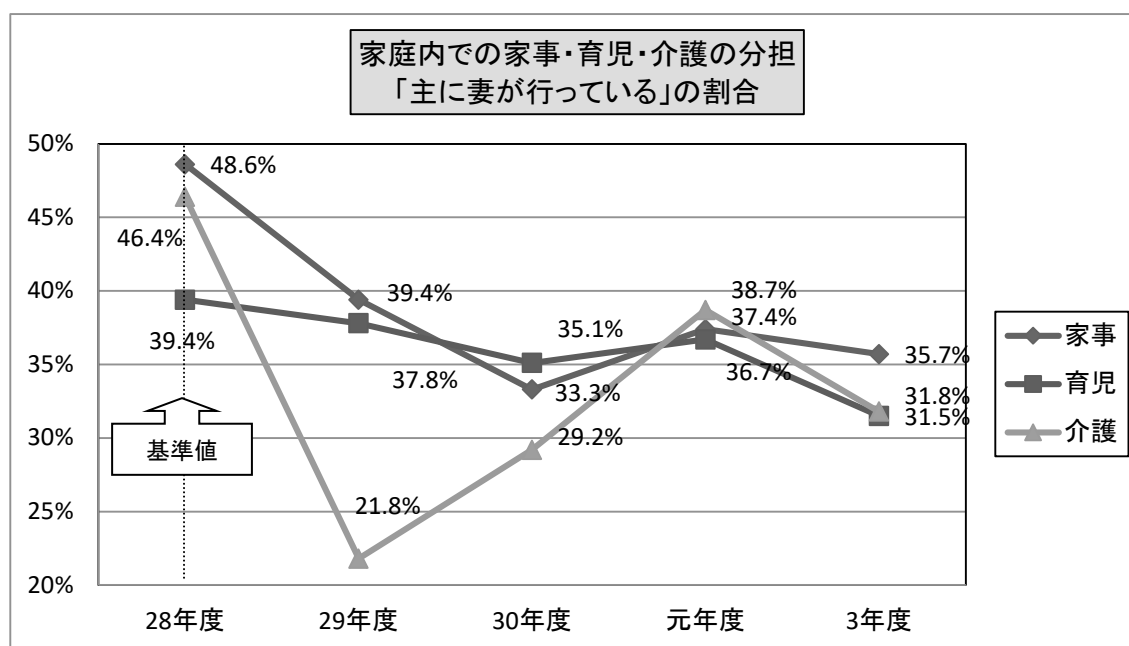


また、家庭内での家事・育児・介護の分担については、次のような結果となった。

まず、家事（炊事・洗濯・掃除など）の分担については、「主に妻が行っている」と回答した共働き家庭の人の割合は、25.8%となり、元年度の30.8%から割合が低下しているものの、目標の15%以下とは大きく離れた数値となっている。



次に、家庭（共働きとは限らない）での家事の分担についてだが「主に妻が行っている」と回答した人の割合は35.7%（元年度37.4%）、育児対象者がいる家庭での育児の分担については、「主に妻が行っている」と回答した人の割合が31.5%（元年度36.7%）、介護対象者がいる家庭での介護の分担については、「主に妻が行っている」と回答した人の割合は31.8%（元年度38.7%）となっており、いずれも割合は低下している。育児と介護の分担については5ポイント強低下している。



□

※家庭内での家事・育児・介護の分担「主に妻が行っている」の割合は、区民意識調査の結果から、「該当なし」「無回答」と回答した人を除いた数を分母として、「主に妻が行っている」と回答した人を分子として算出している。

《着眼点③》 事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスの啓発は適切になされているか

《分析③》 目黒法人会にワーク・ライフ・バランス推進企業等支援事業パンフレットの配布を依頼した際に、目黒法人会から、区内の中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組みに関する情報を収集した。**事業 43・44**。

そのほかの事業者向け啓発事業として、ワーク・ライフ・バランスの啓発に関するDVDの貸出を企画したが、貸出依頼は0件だった（元年度0件）**事業 44**。また、28年度より新規事業として、「ワーク・ライフ・バランス推進企業等支援事業」を実施し、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、区内の中小企業等にアドバイザーの派遣を計画したが、応募がなかった。代わりに行った特別相談会には1社の参加があった**事業 45** *New*。

子育てや介護を担いながら働くための意識啓発の事業としては、総合庁舎内にパンフレット棚を設置し、マザーズハローワーク東京の事業概要のチラシ、東京しごとセンターや東京都労働相談情報センターのニュース、セミナー等開催チラシ、その他、労働に関するセミナーや講演会のチラシなどが配布された**事業 46**。区においては、職員全員が自身の働き方を見直しワーク・ライフ・バランスを推進することを目的に超過勤務縮減に向けた取組みを開始するとともに男性職員を対象に育児休業取得促進の取組みを継続した。その結果として取得率が、30年度の10.3%から2年度は44.4%（元年度25.0%）に大きく上昇した。また、新型コロナウイルス感染症対策としての時差出勤制度の導入のほか、在宅勤務及びテレワークを試行実施した**事業 47・48** *New*。

《着眼点④》 男性に対して、ワーク・ライフ・バランスの啓発は適切になされているか *New*

《分析④》 介護の分野に男性の参画を促すための啓発事業としての男性の家事育児講座は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施されなかった**事業 49・50**。また、6月の男女共同参画週間に合わせ、目黒区総合庁舎西口ロビーで目黒区男女平等・共同参画推進計画や計画に基づく施策内容、目黒区男女平等・共同参画オンブズの紹介などを行うパネル展示を実施した**事業 49**。

家事、育児、介護に関する知識・技術を習得する機会の提供のため、産業経済・消費生活課は5講座を企画したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、そのうち4講座が中止となり、2年度は「汚れを落とす化学の力～日常の掃除から除菌・消毒まで～」の1つの講座を実施した。参加者は、18人（女性17人、男性1人）であった。また、保健予防課及び碑文谷保健センターは共同で「パパママの育児教室」を新型コロナウイルス感染症の影響のため、参加対象者を妊婦のパートナーに限り「パパの育児教室」として行った。その結果、元年度の30回（土曜20回、日曜10回、参加者延べ1,221人）から2年度は32回（土曜16回、日曜16回、参加者は延べ296人）と回数は増加したものの、参加者は大幅に減少した。福祉総合課では、家族介護教室（1回）を土曜日に開催し、参加人数10人（元年度延べ26人）のうち男性は2人（元年度6人）だった。新型コロナウイルス感染症のため、開催回数が減った影響により元年度より参加者は16人減少している。生涯学習課では、各社会教育館が、家事、育児、介護に関する全5講座を開催し、男性も参加しやすい曜日や時間の工夫をした。内容は、『体罰はダメなの？』子どもの力を伸ばすしつけについて考えよう」「子育てが楽しくなる絵本の世界」「『親離れ子離れ』-子どもが自立した大人になるために出来ること-」「イクじい・イクばあ講座『いまどきの孫育て！？』『いっしょに考えよう！子どもとネットの付き合い方』だった。参加者は延べ188人で、そのうち男性は14人だった**事業 50**。

評価

★★★

評価の理由

新型コロナウイルス感染症の影響で多くのワーク・ライフ・バランスの啓発事業は中止や規模縮小、動員減となったが、計画の枠組みとして維持されている。また、区の男性職員の育児休業取得率が50%近くになったことは評価できる。

一方、区の意識調査の結果では、固定的な性別役割分担意識に「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合が76.1%と初めて目標の70%を超えた。他の指標の目標値においても、家庭生活での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が増加し、共働き家庭での家事分担「主に妻が行っている」人の割合や審議会独自の目標の家事・育児・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の各割合が低下するなど、目標値には届かないものの目指す方向に近づいている。

以上のことから、事業の実施状況については、新型コロナウイルス感染症の影響もあって評価はできない部分もあるが、意識調査項目の改善を鑑み、前回より★を一つ増やし、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題はある」とした。

使用したデータ

事業実績報告（元年度・2年度）

区民意識調査報告（元年度・3年度）

【中項目】 2-2 子育て支援

指標の目標値

家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合【20%以上】

審議会独自の目標

育児を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少する

提言

- 子育て期のニーズとその変化に適応した幅広い支援策の充実と連携及び情報提供を望む事業
51・52・53・54・55・56・57・61・62・63・64・65・66。

待機児童ゼロを達成し、継続していることは喜ばしい。一方、保育児童数の増加は学童ニーズの増加につながる可能性も高く、ここに向けた対策の立案、実施を望む。また、施設の拡充のみならずシルバー人材センターやファミリー・サポート・センター事業、地域でのネットワークづくりの支援など様々な施策が行われている。これらの連携を強めるとともに、区のホームページなどで利用者側の視点で統合した情報提供も進めてほしい。

分析の着眼点

- ① 家庭生活における男女平等・共同参画が推進されたか
 - ・ 家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が 20% 以上になったか
 - ・ 育児を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか
- ② 男女が共に就労や社会参加と子育てとを両立できるための育児支援は推進されているか
- ③ ひとり親家庭に対する支援は推進されているか
- ④ 女性に偏りがちな育児を地域全体で支える仕組みづくりが推進されているか

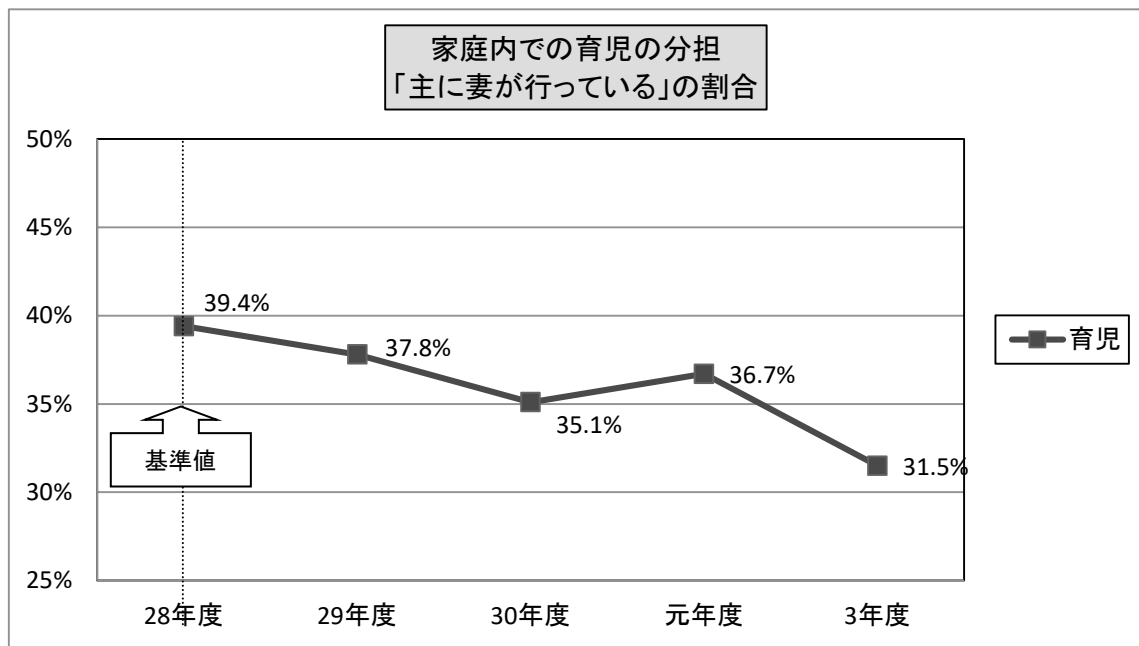
分析

《着眼点①》 家庭生活における男女平等・共同参画が推進されたか

・ 家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が 20% 以上になったか

・ 育児を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか

《分析①》 育児を「主に妻が行っている」という割合は 31.5%と元年度の 36.7%から減少した。なお、家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合については、中項目 2-1 分析②で言及しているため、記載を省略する。



※家庭内での育児の分担「主に妻が行っている」の割合は、区民意識調査の結果から、「該当なし」「無回答」と回答した人を除いた数を分母として、「主に妻が行っている」と回答した人を分子として算出している。

《着眼点②》 男女が共に就労や社会参加と子育てとを両立できるための育児支援は推進されているか

《分析②》 男女が共に就労や社会参加と子育てを両立できるための育児支援の要である保育所入所待機児童対策において、保育課では、認可保育園を2年4月から更に10園増やし99園とし、定員も683人増やし7,569人とした。延長保育事業も全園で実施している。入所待機児童数は、3年4月1日現在で0人と待機児童数ゼロを維持している【事業51】。病気等で一時的に保育を必要とする場合に、区立保育所で就学前の子どもの保育を行う緊急一時保育の利用は、件数が70件、日数は延べ1,149日だった。その内、病気による利用が最も多く、日数は延べ887日（全体の77.2%）、件数は37件（全体の52.9%）だった【事業52】。地域型保育事業としては、小規模保育が15か所（定員248人）、事業所内保育所が2か所（定員71人（うち地域枠21人））で実施された。居宅訪問型保育事業では、2年度は元年度と同様1人の利用があった【事業53】 *New*。

子育て支援課では、学童保育クラブの入所申請超過対策として受入人数の増加及び保育環境の改善を図るため、施設数を6か所増やして受入れ人数の拡充を図った。その結果、全体の入所定員1,640人（元年度1,430人）に対し、入所児童数は1,936人（元年度1,797人）、待機児童数は35人（元年度33人）となった。なお、入所定員より入所児童数が上回っているのは、目黒区の学童保育クラブの入所定員については、法令や条例で定める児童1人当たりの面積基準等に基づく定員よりも下回った定員を規則により設定しており、法令や条例の基準に違反しない範囲内において、入所定員を超過して受け入れているためである。待機児童に対しては、ランドセル来館等の対策をとっている。【事業54】。

シルバー人材センターが行う育児支援サービス事業の受注件数は203件と元年度の679件から476件減少した。事業の内訳では産前産後の家事援助が99件で最も多かったが、ベビーシッターも

63件あった事業55。地域で育児の援助を行うファミリー・サポート・センター事業の活動件数は1,756件（延べ利用件数2,113件）であり、元年度より件数で4,179件減少、延べ利用件数でも5,084件減少した。ファミリー・サポート・センターの協力会員登録数は、415人で元年度の414人とほぼ同程度であった。利用会員登録数は394人と、元年度の808人から414人減少した事業56。子どもショートステイ事業の利用者数は、延べ50人（元年度延べ52人）、利用日数は延べ197日（元年度延べ246日）であった事業57。

＜着眼点③＞ ひとり親家庭に対する支援は推進されているか

＜分析③＞ ひとり親家庭に対する各種支援は引き続き行われている。ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給世帯数は795世帯（3年3月31日現在）である。母子又は父子相談は、1,771件でこのうち父子相談は18件だった。また、母子及び父子家庭の経済的自立を支援するため、修学などに必要な資金の貸付（母子及び父子福祉資金）は40件（このうち父子1件）実施され、元年度の39件（このうち父子2件）より1件増えた事業58。ひとり親家庭ホームヘルプサービスの派遣回数は、延べ693回、内訳は母子家庭674回、父子家庭19回だった。元年度の延べ1,083回（母子家庭958回、父子家庭125回）から母子・父子家庭共に減少した事業59。ひとり親家庭への家賃助成は77世帯（継続41世帯、新規36世帯）で、全体として元年度の70世帯から7世帯、新規世帯も20世帯より16世帯元年度より増加した事業60。

＜着眼点④＞ 女性に偏りがちな育児を地域全体で支える仕組みづくりが推進されているか

＜分析④＞ 子ども家庭支援センター ほ・ねっとひろばの貸出は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。子育て情報ポータルサイト及び子育てアプリにて、子育てグループの活動内容やオンラインイベントの情報を掲載した（団体数21）事業61。元年度に引き続き、育児期の親たちのネットワークづくりや交流のための支援も行われた。保健予防課と碑文谷保健センターでは妊娠中の母親やそのパートナーに対し、妊娠・出産・育児に関する講座や実習、交流会を実施し、仲間づくりを支援するハローベビークラス、ハローベビーサロンは、新型コロナウイルス感染症の影響で休止期間はあったものの合計36回実施され、延べ参加人数は212人だった（元年度は67回、903人）。母親同士の交流を図るはじめての子育ての集い（旧フレッシュママの集い）は名称を変更し開催予定だったが、2年度は新型コロナウイルス感染症のため中止となった。育児学級についても基本的に中止となり、乳児健診の際にミニ講座を行った。碑文谷保健センターの多胎児懇談会は1回開催され、参加人数は10人だった（元年度は延べ60人）事業62。

子ども家庭支援センター事業は、ほねっとひろば事業を子育てふれあいひろば事業と利用者支援事業に分けて実施した。子育てふれあいひろばの利用者数は、延べ6,166人（うち父親利用295人）だった。ひろば相談は、273件（元年度は783件）だった。利用者支援事業のうち、子育て総合相談は213件であった。子ども家庭支援センター事業の相談件数は605件と、元年度の530件より増加した。なお、相談のうち、虐待受理件数の占める割合が引き続き多く、2年度は、377件だった（元年度333件）事業63。生涯学習課は、引き続き、各中学校区での地域教育懇談会の活動を支援し、活動経費を一部負担したり、同懇談会代表者会を実施したりした事業64。上目黒児童館では、「子育てひろば」を開設し、開所回数253回（元年度314回）、参加者は延べ4,237人（元年度9,735人）であった。その他、児童館相談件数は、延べ148件だった。子育てふれあいひろばは5保育園で実施され、家庭で保育している保護者の子育て支援を行った。利用者数は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用時間や人数の制限を行った結果、5,677組12,057人（元年度16,968組34,930人）であった事業65。

子育て支援課では、子育て情報の提供事業として、子育て情報ポータルサイトの運営のほか、区民目線による子育て情報の各種発信がなされ、区からのお知らせ 96 件（元年度 252 件）を行った。また、「めぐろ子育てホッ！とブック」を発行した（日本語版 12,000 部、英語版 1,000 部）事業 66。

評価

★★★★

評価の理由

家庭内での育児の分担（「主に妻が行っている」）の割合は減少した。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で事業は残念ながら予定通り推進できていないが、実施の枠組みは継続して存在している。なによりも、令和 2 年 4 月から継続して保育所の待機児童ゼロを維持しており、学童保育クラブについてもゼロにはなっていないが、入所児童数の拡充がなされており、子育て支援の代表例と言える上記 2 点において着実に実績を上げていることを評価する。

以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（元年度・2 年度）

区民意識調査報告（元年度・3 年度）

【中項目】2-3 介護支援

指標の目標値

家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合【20%以上】

審議会独自の目標

介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少する

提言

- 介護を社会全体で支援する施策の継続した充実を望む事業 67・68・69・70・71・76・77・78・79。

介護施設の入所待機者数がここ数年間 800 人前後と高い水準のまま減らない状況が続いている。施設の増設には予算的に制約があると思うが、引き続き拡充に向け努力してほしい。一方、施設だけに頼らない家庭介護向けのサービスの充実にも取り組んでほしい。

- 男性の介護への参加を進めるため、相談や情報提供についての施策を推進してほしい事業 75。

区民意識調査によると家庭内での介護の分担において「主に妻が行っている」に「主に妻で、夫が一部分担している」を加えると 59.1%と、6 割近くは妻に負担が偏っている実態となっている。家族介護教室は継続して行われ、土・日開催などの工夫もあり、一定数の男性の参加もあるが、参画意識の啓発・スキル向上の両面からさらなる施策の充実を図ってほしい。

分析の着眼点

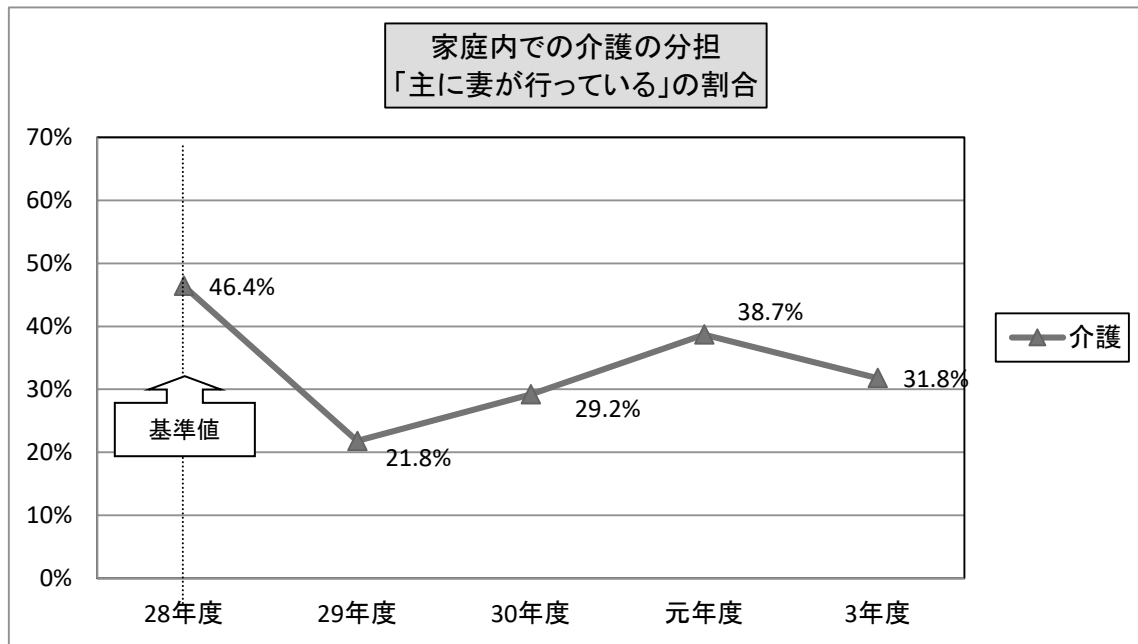
- ① 家庭生活における男女平等・共同参画が推進されたか
 - ・ 家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が 20% 以上になったか
 - ・ 介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか
- ② 高齢者の自立支援と社会参加のための事業は適切に行われたか
- ③ 女性に偏りがちな介護を地域全体で支える仕組みづくりが推進されているか *New*

分析

《着眼点①》 家庭生活における男女平等・共同参画が推進されたか

- ・ 家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が 20% 以上になったか
- ・ 介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか

《分析①》 介護を「主に妻が行っている」という割合は 31.8%と、基準値（46.4%）よりも低い数値になっているものの、29 年度に 21.8%まで低下した割合よりは高いレベルにある。なお、家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合については、中項目 2-1 分析②で言及しているため、記載を省略する。



※家庭内での介護の分担「主に妻が行っている」の割合は、区民意識調査の結果から、「該当なし」「無回答」と回答した人を除いた数を分母として、「主に妻が行っている」と回答した人を分子として算出している。

《着眼点②》 高齢者の自立支援と社会参加のための事業は適切に行われたか

《分析②》 高齢者のための自立支援事業は引き続き行われた。高齢福祉課では、相談内容により、包括支援センターをはじめとする関係所管及び民生委員、事業者、施設、病院などの関係機関と連携して、引き続き相談事業の充実を図った。高齢福祉課の高齢者センター相談の件数は、体調チェックが4,541件（元年度5,242件）、生活相談は15件（元年度65件）と大きく減少した。また、福祉総合課で生活困窮に関する自立支援相談を実施するとともに、生活福祉課では、生活相談（生活保護等の相談）を実施し、必要に応じて関係機関と連携したり、生活保護受給者については、高齢者支援員の配置により、個別事情に応じた自立目標をサポートした事業67。

権利擁護センター事業では、各種相談事業や成年後見制度の利用支援事業を行っているほか、親族後見人をサポートするめぐろ成年後見ネットワークや専門相談員の配置などで高齢者の生活支援体制を整えている事業68。住宅課では、2年度は元年度に引き続き高齢者福祉住宅の新規整備はなかった事業69。居住支援事業では、民間賃貸住宅情報提供は40世帯（元年度33世帯）、居住継続家賃助成は266世帯（元年度は263世帯）だった事業70。

高齢者福祉住宅には、3年3月末現在、272人（女性149人、男性123人）が入居している事業71。また、高齢者の自立生活を支援するため、住宅改修給付事業が行われ、住宅改修予防給付5件（元年度4件）、住宅設備改修給付33件（元年度41件）の利用があった事業72。

老人いこいの家の利用者は、延べ28,943人（女性24,328人、男性4,615人）で、元年度130,826人（女性91,465人、男性39,361人）よりも約100,000人減少した。高齢者センター事業が各種行われたが、新型コロナウイルス感染症の影響で参加人数は元年度より減少した事業73。

シルバー人材センターの会員数は1,221人（元年度は1,270人）で、就業延べ人員は132,110人（元年度は172,759人）だった事業74。

《着眼点③》 女性に偏りがちな介護を地域全体で支える仕組みづくりが推進されているか New

《分析③》 高齢福祉課で行っている介護施設に関する相談件数は37件だった。施設の入所状況は、養護老人ホームについては、入所者数が196人（元年度205人）、入所待機者数が3人（元年度6人）で、特別養護老人ホームについては、入所者数が延べ831人（元年度823人）、入所待機者数が833人（元年度768人）だった。特別養護老人ホームについては、依然として多くの人が入所を待っている。福祉総合課では、介護に関する相談や高齢者保健福祉サービスなどの情報提供を昨年に引き続き行った。その中で、介護保険サービスの利用や必要に応じた訪問保健相談事業の導入などを実施した。家族介護教室（1回）を平日働いている人や男性も参加できるように土曜日に開催している。参加者は10人（男性2人、女性8人）であった。障害施策推進課では、家族介護を日常的に無理なく継続できるよう、相談者の立場に立ったきめ細やかで効果的な障害福祉サービスの活用や介護環境の改善について、助言・サービス紹介等を行い、介護者の負担軽減を図った。また、相談支援事業所の指定を区が行い、区民にとって身近で専門的な相談ができる窓口の整備充実を図った。障害者支援課では、重症心身障害児者在宅レスパイト事業は、実利用者数28人、延べ利用回数は297回と、元年度（実利用者数は30人、延べ利用回数は277回）より延べ利用回数が増加した事業75。

保健予防課で継続的に実施されている認知症家族への支援や認知症高齢者相談のうち、保健師による相談は7件（元年度10件）だったが、専門医による相談は0件（元年度3件）だった。碑文谷保健センターでも、精神保健総合相談や随時の認知症高齢者相談（13件：元年度23件）が引き続き実施された事業76。高齢者の在宅生活を支援するため、在宅支援ヘルパーの派遣、寝具乾燥・消毒サービス、出張理美容サービス券の支給、紙おむつの支給を行った事業77。また、高齢者の介護支援及び生活支援を目的に介護保険制度の充実に努めた事業79。

介護施設などの整備の面では、第四中学校跡地での都市型軽費老人ホーム併設型特別養護老人ホームが令和3年4月に開設されたほか、国有地を活用した事業者による特別養護老人ホーム整備（3年8月開設予定）や認知症高齢者グループホーム（2年7月開設済み）などの整備支援に取り組んでいる事業78 **New**。

評価

★★★

評価の理由

高齢者や障害者に向けた支援事業は引き続き実施されている。特別養護老人ホームの増設が毎年行われており、努力は評価できるが、入所待機者は増加している。加えて、家庭内での介護の分担として「主に妻が行っている」状況は大きく改善せず、決して減り続けているとは言えない。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題はある」とした。

使用したデータ

事業実績報告（元年度・2年度）

区民意識調査報告（元年度・3年度）

大項目 3 人権が尊重される社会の形成

【大項目の総評】 ★★★ ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある

大項目 3 は、人権が尊重される社会に向けた様々な課題に取り組む事業群が挙げられている。区は平成 28 年度から着実に実施してきたが、元年度と 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のために実施を中止・縮小せざるを得なかった事業もあった。そのような中、新型コロナウイルス感染症拡大がもたらした生活上の困難に対する相談対応、区職員の意識醸成に向けた研修や周知など、例年通りの取組がなされている事業もあること、また、従来出張事業に代えて区立中学 3 年生全員に小冊子「ステキな関係を作るために デートDVについて知っておこう」を作成し配布するなど工夫の見える取組みもある。

一方、区民意識調査によると、新型コロナウイルス感染拡大以前は改善傾向がみられていた身体的暴力の被害経験者の割合が増加した。メディアでも特に女性へのDVが増加しているとの報道を目にする機会が多い 2 年度であったが、新型コロナウイルス感染拡大という特殊な状況下であることを理由に容認することはできない。区民の望みは、どのような状況下でも人権が尊重され、DVやハラスメントのない社会で生活することだと考える。目黒区においては、中止や縮小せざるを得なかった事業を従来内容に戻しつつ、コロナ下で定着しつつあるオンラインも積極的に活用して幅広い啓発事業と相談事業が継続されることを期待する。

2 年度は特殊な状況下でも工夫して事業に取り組んできたが、区民意識調査結果の実態をみると十分な成果に繋がっているとの判断は難しい。以上のことから、評価は「ある程度の成果は認められるが未だ課題がある」とした。

．．．．．

H28 年度から R3 年度の推進計画における新規事業番号と、新たな分析の着眼点には「New」と併記

【中項目】 3－1 人権を尊重する意識の醸成

提言

- 人権を尊重する意識の醸成とあらゆる暴力の防止に向けて充実した啓発事業・相談事業の継続を望む事業 80・81。

人権が尊重される豊かな社会を形成するには、あらゆる暴力や虐待などそれを妨げる要因を明らかにして予防と対策を継続することが肝要である。啓発事業の充実に加えて、相談事業では窓口の活用方法について事案例なども挙げた情報発信を強化し、区民が受け入れやすい事業の展開を期待する。

- 性的マイノリティの理解促進を含めた多様な性のあり方に関する啓発活動の充実と相談事業を積極的に推進してほしい事業 82。

あらゆる性的差別の解消を目指して、幼少時から高齢に至るまで多様な性のあり方について理解を深める活動が継続的に実施されることを期待する。併せて個人情報に配慮された相談しやすい環境の整備も期待したい。また、令和 2 年 4 月に策定し区公式ホームページで公開されている

「性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針」が、企業や団体等で十分活用されるように周知活動が強化されることを望む。2 年度に実施した性的マイノリティ理解促進講座・記念映画上映会の場などで交流の機会を設けて意見交換を行うことも理解を促進するうえで有効だと考える。

分析の着眼点

- ① 女性に対する暴力及び家庭内暴力防止に向けた啓発が行われているか
- ② 多様な性のあり方についての啓発が行われているか *New*

分析

《着眼点①》 女性に対する暴力及び家庭内暴力防止に向けた啓発が行われているか

《分析①》 男女平等・共同参画センターにおいて女性への暴力防止講座の開催（参加者延べ女性のみ 11 人）、また資料室でのDV防止啓発パネルの常設展示を行った。中学生向け人権教育プログラム「デートDV防止講座」の出張講座は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施せず、代わりに区立中学 3 年生全員に小冊子「ステキな関係を作るために デートDVについて知っておこう」を配布した（898 冊）。さらに希望した 2 校（目黒中央中、東山中）には YouTube 公開限定動画（45 分）視聴授業も実施した（視聴人数 252 人）。また、総合庁舎及び男女平等・共同参画センターの女性トイレに相談カードを設置する事業や、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせた、総合庁舎西口ロビーでのDV防止パネル展も引き続き実施された事業 80。

各種相談事業については、こころの悩みなんでも相談への相談件数 2,585 件（元年度 2,435 件）のうちDV件数 236 件・その他の暴力 35 件、法律相談への相談件数 45 件のうちDV件数が 6 件であった。法律相談へのDV件数は増加した。また、区内 5 か所の地域包括支援センターにおいて、高齢者の総合相談・支援業務などとともに高齢者虐待防止などの権利擁護業務を行ったところ、暴力（虐待）に関する通報相談件数が 69 件、虐待と判断し対応した件数が 51 件、そのうち配偶者からの虐待は元年度 8 件から 16 件と倍増した。生計が困難な者、今後の生計に不安を感じている者等に、関係機関と連携し、生活保護相談を実施したところ、相談件数 1,898 件中DVに関するものは 18 件であった事業 81。

高齢者虐待防止に関しては、通報・届出窓口の周知やパンフレットの配布などの普及・啓発活動を実施した。研修会としては、民生・児童委員、介護支援専門員、介護サービス事業所職員などを対象とした「高齢者虐待防止地区研修会」が 3 回開催されて、107 人の参加者を集めた。高齢者虐待防止のための基礎講座として職員研修を全 2 回実施し、延べ 48 人が参加した事業 80。

《着眼点②》 多様な性のあり方についての啓発が行われているか *New*

《分析②》人権政策課は性的マイノリティ理解促進講座・記念映画上映会「R B G ～最強の 85 才」「彼らが本気で編むときは、」を 2 日間で計 4 回実施した（参加者 60 人）。区職員に対しジェンダーを含む性の多様性についての理解を促進するための研修を行った（48 人）。さらに、令和 2 年 4 月に「性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針」を策定し、庁内に周知するとともに、同指針は、企業や団体等が同様の取組を行うための参考として、区公式ホームページで公開している。加えて、情報誌「であいきらり」でL G B T特集を掲載し、男女共同参画週間でパネル展示も実施している事業 82 *New*。

区民意識調査で性的マイノリティという言葉を知っていると回答した人の割合は、全体で 92.3%

(元年度 89.5%)であった。また、自分は性的マイノリティではないかと考えたことがあると回答した人の割合は、全体で 5.7% (女性 6.9%、男性 4.2% : 元年度全体 5.2%、女性 5.5%、男性 4.8%) であった。

評価

★★★★

評価の理由

各種啓発事業と相談事業は新型コロナウイルス感染禍にあっても着実に実施された。特に相談事業「こころの悩みなんでも相談」では僅かではあるが全体の相談件数が増えており、相談窓口が有効に機能したと捉えることができる。また、中学生向けデートDVや多様な性のあり方についての啓発事業も工夫を凝らして継続されている。

以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告 (元年度・2年度)

区民意識調査報告 (元年度・3年度)

【中項目】 3-2 配偶者等からの暴力の防止

《★重点評価項目》

指標の目標値

身体的暴力の被害経験者の割合 【ゼロ】

提言

- 目標値の身体的暴力の被害経験者ゼロを目指し、DVの未然防止と早期発見に向けて充実した啓発事業と相談事業の継続を望む事業 83・84・85。

新型コロナウイルス感染拡大下、DVが増加しているとの報道が散見された。区民意識調査でも身体的暴力の被害経験者が増加しており、これを裏付ける結果となっていることがわかる。DVの未然防止と早期発見に向けた啓発事業と相談事業の強化が必要である。

- DV被害者支援のための相談窓口の認知拡大と、アクセスを容易にするために更なる工夫をしてほしい事業 86・87。

区民意識調査によれば、暴力を受けた時の対処として52.3%の人が「誰（どこ）にも相談しなかった」とし、その理由を「相談するほどのことではないと思った」と60.5%の人が回答した。「些細な被害でも気軽に相談してよい」との意識を促す啓発活動を加速化してほしい。相談先として「区の相談窓口」とする回答が1.3%であることから、併せて相談窓口の周知も進めてほしい。また、DV防止・被害者支援として必要な対策を尋ねる設問で「家庭内や交際中でも暴力は犯罪であるという意識づくり」「相談機関の紹介や暴力を受けたときの対処の方法などの知識の提供」が1, 2番目に挙がっているが、区の相談事業について被害の事例やアクセスの方法などを具体的に説明するチラシ等を作成して配布することも効果的であると考え。

分析の着眼点

- ① DVの未然防止と早期発見に向けた啓発事業は充実しているか
 - ・デートDV防止の啓発が行われているか *New*
- ② DVの被害経験率は低下しているか
 - ・身体的暴力の被害経験者の割合はゼロに近づいているか
- ③ DV被害者支援事業が、「相談」から「自立支援」に至るまで、充実したものとなり得ているか
- ④ DV防止及び被害者支援の各事業において、関係機関、団体等との連携は強化されているか

分析

《着眼点①》 DVの未然防止と早期発見に向けた啓発事業は充実しているか

・デートDV防止の啓発が行われているか *New*

《分析①》 女性のための自己表現トレーニング「グループカウンセリング」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施しなかったが、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、目黒区総合庁舎西ロビーでDV防止の啓発を行うDV防止パネル展を引き続き開催した。また、中学生向け人権プログラムとして、区立中学校3年生全員にデートDVについての小冊子を配布した。同冊子では、デートDVが親密な関係にある同性間でも起きることについても記載している。

事業 83。

相談先については、めぐろ区報への掲載、公営掲示板等へのポスター掲示及び庁外施設でのチラシの配布等のPRを行ったほか、DVの被害につながる事例を含め、早期の相談がしやすくなるよ

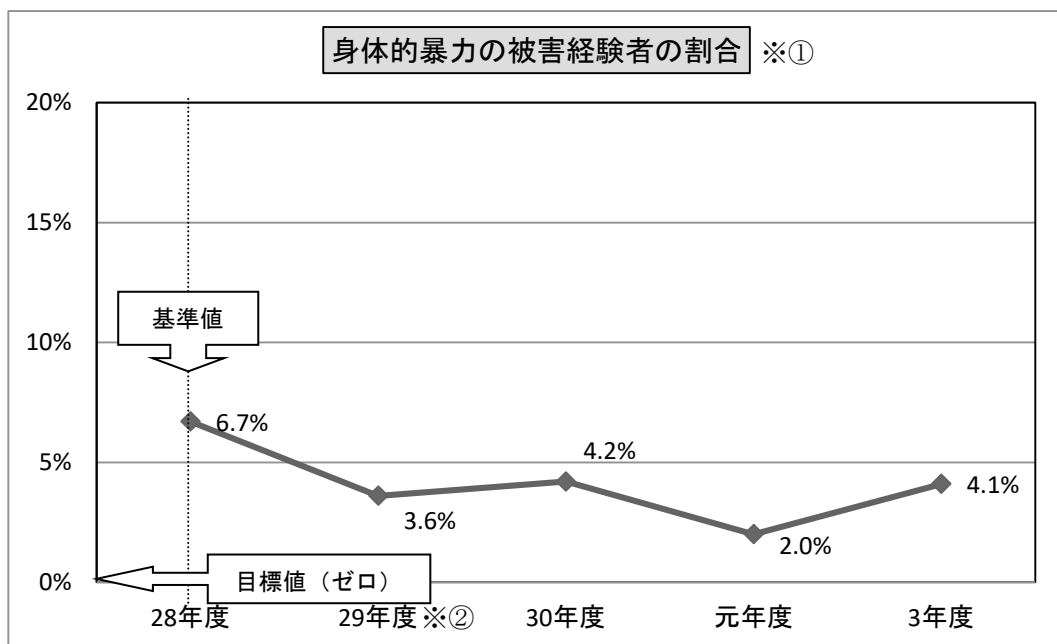
う法律相談などのPRに努めるとともに、個別の相談内容に応じた関係機関の紹介を行った。こちらの悩みなんでも相談への相談件数 2,585 件（元年度 2,435 件）のうちDV件数 236 件（元年度 340 件）・その他の暴力 35 件（元年度 59 件）、法律相談への相談件数 45 件（元年度 37 件）のうちDV件数が 6 件（元年度 2 件）であった。区内 5 か所の地域包括支援センターにおいて、高齢者の総合相談・支援業務などとともに高齢者虐待防止などの権利擁護業務を行ったところ、暴力（虐待）に関する通報相談件数は元年度同様 69 件、虐待と判断し対応した件数が 51 件（元年度 43 件）、そのうち配偶者からの虐待は元年度 8 件から 16 件と倍増した。生計が困難な者、今後の生計に不安を感じている者等に、関係機関と連携し、生活保護相談を実施したところ、相談件数 1,898 件中DVに関するものは 18 件（元年度 1,448 件中 10 件）であった。元年度に引き続き、「見守りネットワーク」、「高齢者見守り訪問事業」と「見守りサポーター養成講座」の 3 事業を一体的に推進し効果的な事業展開を行った。「見守りサポーター養成講座」は 1 回開催し、参加者は 42 人であった。見守りネットワークでも、引き続き、警察署及び消防署などの関連機関との連携を強化して支援体制の充実を推進した。ネットワークへの参加を希望する 29 協力団体（元年度 25 団体）および 414 協力事業者（元年度 380 事業者）により見守りの輪が大きくなった。また、DV等の相談窓口を明示したリーフレットや携帯用カードの配置も継続して実施した[事業 84]。

中学生向け人権教育プログラム「デートDV防止講座」の出張講座は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施せず、代わりに区立中学 3 年生全員に小冊子「ステキな関係を作るために デートDVについて知っておこう」を配布した（898 冊）。さらに希望した 2 校（目黒中央中、東山中）には YouTube 公開限定動画視聴授業も実施した（視聴人数 252 人）。[事業 85]。

＜着眼点②＞ DVの被害経験率は低下しているか

・身体的暴力の被害経験者の割合はゼロに近づいているか

＜分析②＞ 区民意識調査における身体的暴力の被害経験者の割合※①は全体で 4.1%であった。28 年度までは、被害を受けた期間を限定せずに調査した結果のため、29 年度以降の割合と単純に比較することは困難である。



※①身体的暴力の被害経験者の割合は、区民意識調査において身体的暴力を受けたことが「何度もあった」「一、二度あった」と回答した人を合わせた数値（平成 29 年度調査より）。

※②被害経験の対象期間は、回答時点から過去1年間としている（平成29年度調査より）。平成28年度までの調査では期間を限定していない。

また、この1年間で受けた被害経験の割合については、「精神的暴力」は全体で14.6%（元年度13.9%）、「性的暴力」は全体で1.3%（元年度1.0%）となっている。

《着眼点③》 DV被害者支援事業が、「相談」から「自立支援」に至るまで、充実したものとなり得ているか

《分析③》 区では、区民の声課、人権政策課、保健予防課、碑文谷保健センター、高齢福祉課、生活福祉課、子ども家庭支援センターにおいて、様々な相談事業を実施し、その中で、DV被害（同性パートナーによるDVを含む。）の相談を受け付けている。DV被害者に対し、個別の相談内容に応じた関係機関の紹介、関係所管との連携が引き続き実施された事業 86。

目黒区DV防止関係機関連絡会議を通じて、情報交換を行い、情報管理、早期の相談など関係各課との連携を強化した。また、生活福祉課では、DV被害者のうち、生計が困難で生活保護の要件に該当する場合は、本人の申請に基づき適正・迅速な生活保護の適用を行った。また、保護を必要とする女性に対する相談が実施され、女性相談件数延べ167件（元年度145件）のうち暴力被害に関する相談78件（元年度58件）、母子相談件数延べ1,771件（元年度2,267件）のうち暴力被害に関する相談件数延べ208件（元年度127件）であった。事業 87。

DV被害者等の緊急一時保護施設の利用は5世帯延べ115日（元年度66日）であった事業 88。

なお、区民意識調査によれば、DV被害経験者のうち、「誰（どこ）にも相談しなかった」と回答した人の割合は全体で52.3%（元年度50.5%）、女性43.8%（元年度39.1%）、男性66.1%（元年度74.2%）と多い。相談先は全体で「家族、親族」（29.0%）「友人、知人」（25.2%）、など身近な人に相談したという回答の割合が多く、区の相談窓口などの公的な相談窓口の利用は10%に満たない。相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思ったから」という回答の割合が全体で60.5%（元年度60.4%）と最も多く、次に「相談しても無駄だと思ったから」が25.9%（元年度27.1%）、「我慢すればこのまま何とかやっていけると思ったから」が25.9%（元年度37.5%）、「自分にも悪いところがあると思ったから」が21.0%（元年度20.8%）、「人に打ち明けることに抵抗があったから」という回答は全体で18.5%（元年度10.4%）となっている。

さらに、DV防止・被害者支援として必要な対策を尋ねる設問では「家庭内や交際中でも暴力は犯罪であるという意識づくり」という回答が全体で45.9%と最も多かった。次に、「相談機関の紹介や暴力をうけたときの対処の方法などの知識の提供」（37.4%）、「住居や就職のあっせんなど、自立して生活できるための支援」（28.7%）、「被害者へのカウンセリングや相談など、精神的に自立するための支援」（26.4%）、「学校におけるお互いの性を尊重する教育」（25.9%）と続く。

《着眼点④》 DV防止及び被害者支援の各事業において、関係機関、団体等との連携は強化されているか

《分析④》 東京都の「配偶者暴力に関する区市町村事業調査」に協力し、東京都から取りまとめた結果の提供を受けて情報を共有し、東京都との連携を図った事業 89。

目黒区DV防止関係機関連絡会議（書面開催）にて、関係機関のDV対応における取組に関して共有し、連携強化を図った事業 90。

評価

★★★★

評価の理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を縮小・中止せざるを得なかった事業もあるが、パネル展示やポスター掲示及びチラシの配布等DVの未然防止と早期発見に向けた啓発事業は継続されている。しかし区民意識調査において、身体的暴力を受けたとする割合が元年度 2.0%から3年度 4.1%へと増加した。さらに高齢者や生計が困難な者等への事業実績からDVに関する相談件数は増加している。各事業は可能な範囲で継続された一方で、身体的暴力被害経験者の割合やDV被害の相談件数が増加している現状は看過できない。本項目は重点評価項目でもあり、平成 30 年度の評価★4 つから 1 つ下げざるを得ないと判断した。以上のことから、評価は「ある程度の成果は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告（元年度・2 年度）

区民意識調査報告（元年度・3 年度）

【中項目】 3-3 セクシュアル・ハラスメントの防止

指標の目標値

セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合 【ゼロ】

提言

- セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合ゼロに向け、啓発事業と相談事業の強化を望む。特に事業者等への啓発活動をより一層推進する必要がある【事業 91・92・93】。

区民意識調査におけるセクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合が全体で元年度 5.4%から 3 年度 8.0%に増加した。セクシュアル・ハラスメントを受けた場所は職場とする回答が多い。セクシュアル・ハラスメントの防止及び被害者支援のために必要な対策を尋ねる設問で、最も多い回答は「セクシュアル・ハラスメント防止に向けた事業者や事業主の意識改革」、次に「セクシュアル・ハラスメントの被害者やそのまわりの人が相談できる相談窓口の整備」が挙げられている。被害防止及び被害者支援のための相談事業の充実と被害を受けた場所が職場とする回答が多かったことから目黒法人会との共催「職場のハラスメント防止講座」を再開するなど事業者等に向けた啓発活動の強化が必要である。

分析の着眼点

- ① セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発事業は充実しているか
- ② セクシュアル・ハラスメントの被害経験率は低下しているか
 - ・セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合はゼロに近づいているか
- ③ セクシュアル・ハラスメントの被害者に対する相談事業は充実しているか

分析

《着眼点①》 セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発事業は充実しているか

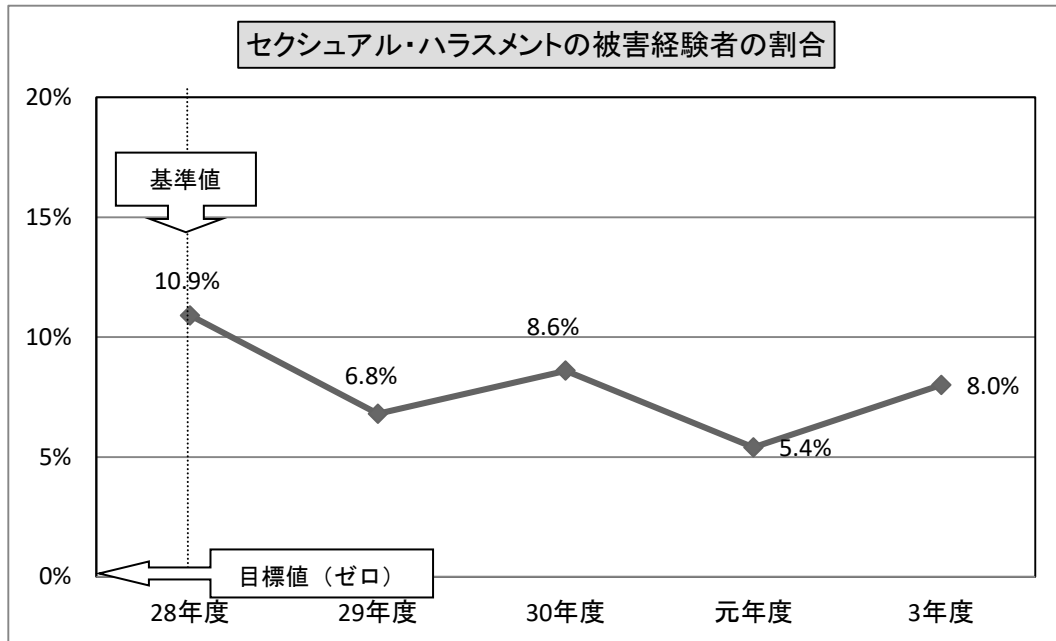
《分析①》 総合庁舎や区民センター内にパンフレット棚を設置し、セミナーや講演会等の開催チラシを配布した。30 年度に実施された人権政策課と目黒法人会との共催「職場のハラスメント防止講座」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため元年度に引き続き中止した。【事業 91】。

地域・学校に対する啓発の点では、女性への暴力防止講座（1 回）を実施した（参加者 延べ 11 人（女性のみ）【事業 92】。職員に対する研修では、ジェンダーを含む性の多様性について理解を促進するための研修を実施した（参加者 48 人）。人事課では、令和 2 年 6 月に「職場におけるハラスメント防止に関する指針」を制定して性的指向や性自認に関する言動を含むセクシュアル・ハラスメント等の各種ハラスメントの防止に全職員が留意するよう通知した。また、新規研修（若葉コース）として、新規採用職員向け研修の「働きやすい職場づくり」のカリキュラムの中で、セクシュアル・ハラスメント防止ガイドブックを使用し、セクシュアル・ハラスメント（自身の言動に注意すること、職場の一員として気を付けること）や苦情・相談員制度について説明し、セクシュアル・ハラスメント防止の必要性を周知した（対象：新規採用職員、経験者採用職員、任期付採用職員、講師 人事課長：受講者 103 名）。さらに、令和 2 年度会計年度任用の職員を対象に、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスなど職業を取り巻く人権問題について研修した（e ラーニングまたは資料読込：参加者数 1,374 人）【事業 94】。

《着眼点②》 セクシュアル・ハラスメントの被害経験率は低下しているか

・セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合はゼロに近づいているか

《分析②》 区民意識調査からセクシュアル・ハラスメント被害経験率については、28 年度まで過去 3 年間の経験を調査してきたが、29 年度からは年次推移を詳細に捉えるため過去 1 年の経験を調査した。それを踏まえて年次推移をみると、セクシュアル・ハラスメントを受けたと回答した人の割合は全体で元年度 5.4%、3 年度 8.0%であった。男女別にみると元年度は、女性 8.4%、男性 1.5%、3 年度では、女性 11.4%、男性 3.6%であった。セクシュアル・ハラスメントを受けた場所は、全体で「職場」が圧倒的に多かった（全体 74.2%）。「地域社会」と答えた割合は全体で 18.0%であった。



※被害経験の対象期間は、回答時点から過去 1 年間としている（平成 29 年度調査より）。平成 28 年度までの調査では過去 3 年間。

《着眼点③》 セクシュアル・ハラスメントの被害者に対する相談事業は充実しているか

《分析③》 セクシュアル・ハラスメントに関する各種相談事業は継続的に行われている。「こころの悩みなんでも相談」への相談件数 2,585 件のうちセクシュアル・ハラスメントに関する相談は 0 件（元年度 0 件）であった。目黒区男女平等・共同参画オンブーズへの相談は元年度同様 0 件であった。**事業 93**。

区職員のセクシュアル・ハラスメントに関する相談については、セクシュアル・ハラスメント防止研修や研修内容をまとめたDVD視聴の際に、職場内でセクシュアル・ハラスメントが起こった場合の苦情・相談担当（相談機関として、人権政策課長、人事課長などで構成される「苦情・相談員」を設置している）の仕組みと処理の流れを周知した。庁内ホームページにセクシュアル・ハラスメント防止に関するページを掲載したり、庁内システムで苦情・相談員の連絡先を掲示したりするなど、相談体制についての周知を図った**事業 95**。

区民意識調査では、セクシュアル・ハラスメントの防止及び被害者支援のために必要な対策を尋ねる設問で、「セクシュアル・ハラスメント防止に向けた事業者や事業主の意識改革」という回答の割合が全体で 56.2%となり、次に「セクシュアル・ハラスメントの被害者やそのまわりの人が相談できる相談窓口の整備」（52.4%）、「学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する教育」（48.8%）となった。

評価

★★★

評価の理由

新型コロナウイルス感染症禍にあつて各種事業のうち人権政策課と目黒法人会との共催「職場のハラスメント防止講座」が元年度に引き続き中止された以外は、継続された。特に、区職員へのセクシュアル・ハラスメントに関する研修は充実した内容で実施された。一方、区民意識調査によると、セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合が元年度 5.4%から 3 年度 8.0%へと増加した。被害を受けた場所は職場とする回答が例年多いが、今回は、目黒法人会との共催講座が 2 年に渡って中止されたことなど勘案し、前回と同様★3 つとした。以上のことから、評価は「ある程度の成果は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告（元年度・2 年度）

区民意識調査報告（元年度・3 年度）

【中項目】 3－4 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の理解促進と健康支援

指標の目標値

妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合 【90%以上】

提言

○ 成人に対するリプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方の普及に向けた啓発事業と相談事業の一層の強化を望む事業 96・97・98・99・100。

妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合は元年度 49.3%から 47.7%に減少し、90%以上とする指標の目標値からは乖離傾向である。さらにリプロダクティブ・ヘルス／ライツという考え方についても 85%の人に未だ知られていない現状がある。一方で、区立小・中学校におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツという考え方についての学習は着実に実施されており評価できるが、残念ながらその後の成人への理解促進に向けた取組が十分とは言えない。今後は、成人に対しても対面とリモートの両方を活用した学習機会の提供やHP・広報誌等を駆使した定期的な情報の提供・相談事業の充実を期待する。特に目黒区発信 YouTube サイトの活用は若者向けとして有効な手段と考える。

分析の着眼点

- ① リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方の普及に向けた啓発事業は充実しているか
・ 児童・生徒・学生に対するリプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発がなされているか *New*
- ② 妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されているか *New*
・ 妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合が 90%以上になったか *New*
- ③ 性や健康に関する情報及び学習機会の提供や相談事業の充実は図られているか
- ④ 女性の生涯を通じた健康支援に向けて、多様なライフステージに対応した形で、情報提供から相談までの各種事業が行われているか

分析

《着眼点①》 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方の普及に向けた啓発事業は充実しているか

・ 児童・生徒・学生に対するリプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発がなされているか *New*

《分析①》 女性のための健康推進講座を行った（参加者 12 人（女性のみ））事業 96。保健予防課や碑文谷保健センターでの講座において、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点が取り入れられた形で様々な関連事業が継続されている。参加者は、保健予防課と碑文谷保健センター合計で、妊産婦訪問指導が延べ 1,640 人、ハローベビークラスが延べ 212 人となった。パパママの育児教室は新型コロナウイルス感染拡大防止のため参加対象を妊婦のパートナーに限り、「パパの育児教室」として実施した（参加者 296 人）事業 97。女性のための自己表現トレーニングは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。事業 98。

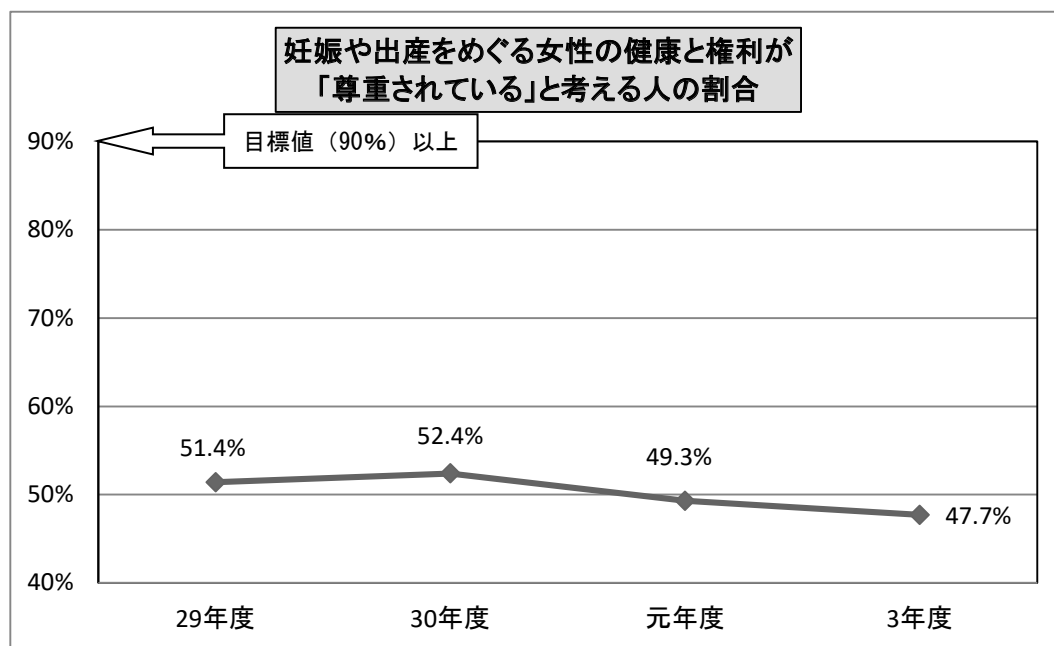
区民意識調査では、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の考え方を知っている人の割合は全体で、13.1%（女性 13.8%、男性 12.1%）であった。小・中学校では、児童・生徒の発達段階に応じた系統的な性教育が継続的になされるよう指導している。また、小・中学校それぞれの養護部会に

において、テーマの一つとして性教育を掲げ、情報交換を行った。令和 2 年 4 月に策定した「性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針」に基づき、誰もが安心して学校・園生活を送ることができるよう具体的な対応例や留意点を纏めて対応マニュアルを作成し、区立園・小・中学校に周知した。**事業 99**。

《着眼点②》 妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されているか **New**

- ・妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合が 90%以上になったか **New**

《分析②》 区民意識調査では、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」という考え方を踏まえて、妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されていると考える人の割合は 47.7%であった。



※妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合は、区民意識調査において「十分に尊重されている」「ある程度尊重されている」と回答した人を合わせた数値。

「あまり尊重されていない」「尊重されていない」という回答では、女性 42.9%、男性 28.5%と男女差がみられた。また、そう思う理由として「いつ何人子どもを産むか産まないかという判断をする際、経済的な理由により制約を受けることが多いから」という回答が 65.7%、「妊娠・出産などに関する男性への知識の普及が遅れているから」が 62.5%で、次に「子どもを産まないという選択を、まわりから理解してもらえないから」44.6%と続いている。

《着眼点③》 性や健康に関する情報及び学習機会の提供や相談事業の充実を図られているか

《分析③》 女性のための健康推進講座を開催し（参加者 12 人（女性のみ））、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念及び更年期から高齢期の女性のこころとからだに対する女性ホルモンの作用や影響等を解説した。H I V 抗体検査時（受検者 11 人）に性感染症予防のパンフレット等を渡し、情報提供を実施した。また、元年度までエイズ予防月間（12 月）に実施してきた、保健予防課の区職員へのレッドリボンシールの配布、区施設での垂れ幕の設置、若い世代への啓発パネル・ポスター展示やパンフレット配布等の啓発は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止された。一方、碑文谷保健センターでは啓発パネル・ポスター展示やパンフレット配布等の啓発活動を継続した。生涯学習課では小学校家庭教育学習活動支援事業の中で 1 講座「家庭における性教育～年齢別・男女別アプローチの仕方」を実施し、参加者は延べ 43 人であった。**事業 100**。

相談事業は、各種事業が継続的に実施されている。保健予防課と碑文谷保健センターでは、元年度に引き続き、子どもの健康相談、精神保健相談、栄養相談、歯科相談、思春期青年期の親の会、健康づくり健診での個別相談、依存・家族問題相談も実施し、各種相談の機会に、健康や性及びからだに関する相談を受けた事業 98。

《着眼点④》 女性の生涯を通じた健康支援に向けて、多様なライフステージに対応した形で、情報提供から相談までの各種事業が行われているか

《分析④》 40 歳以上の目黒区国民健康保険加入者及び後期高齢者医療制度加入者を対象とした生活習慣病予防を主眼とした特定健康診査（対象者合計 69,479 人、女性 40,693 人、男性 28,786 人）、健康づくり健診（令和 2 年度は感染拡大防止のため保育無しで実施：年 9 回、受診者 238 人）が実施された事業 101。

ハローベビークラス（36 回、延べ 212 人）、妊産婦訪問指導（延べ 1,640 人）、新生児訪問指導（延べ 1,577 人）、未熟児訪問指導（延べ 25 人）、乳児健診（延べ 1,935 人）、母子手帳の交付（2,753 人）、産後ケア事業のように、妊娠・出産期に関わる情報提供や健診は継続的に実施されている。また、妊婦面接相談（ゆりかご・めぐろ）はオンライン相談も含め保健師などの専門職が妊娠や子育て相談を行った（面接者 2,514 人）事業 102。病院等の助産施設に入院することが必要な低所得世帯の妊産婦の分娩費用を支給した（3 件）事業 103。

めぐろスポーツまつり及び厚生中央病院地域健康フェスティバル、また、生活習慣病予防のための糖尿病予防教室や脂質異常改善教室などの栄養指導講習会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため全て中止した事業 104。

男女平等・共同参画センター資料室に女性のための医療に関する図書などを整備している（女性の医療に関する図書は 3 年 3 月 31 日現在 368 冊）。また、様々な部署で、区民からの問合せに対し、必要に応じて女性医師のいる医療機関等を紹介するなどの施策も継続的に実施されている。男女平等・共同参画センターの相談事業のうち、「からだの相談」は相談者数 41 人、相談件数 73 件であった事業 105。

評価

★★★

評価の理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を縮小・中止せざるを得なかった中、区立小・中学校においては段階的な学習が実施されるなど各種事業は継続された。しかしながら、区民意識調査によれば「妊娠や出産をめぐり女性の健康と権利が尊重されている」と考える人の割合は 47.7%と元年度から減少傾向を示し、指標の目標値 90%以上に遠く及ばない。区はこの原因を分析して効果的な啓発活動を強化すべきと考えるが、今回は縮小・中止した事業の影響も勘案して前回と同様の★3 つとした。

以上のことから、評価は「ある程度の成果は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告（元年度・2 年度）

区民意識調査報告（元年度・3 年度）

大項目 4 男女平等・共同参画の推進の強化

【大項目の総評】 ★★★★★ 概ね十分である

大項目 4 は、男女平等・共同参画推進計画の事業を着実に実施していくだけではなく、男女平等・共同参画社会を実現するという成果を得られるようにするための事業がリストアップされている。

令和 2 年度は、区民意識調査の結果が前回よりも後退し、予定されていた事業がほとんど実施されなかったのは残念であるが、新型コロナウイルス感染症拡大という状況においてはやむを得ないと評価する。

大項目 4 において最も重要な計画推進体制は維持できている。また、事業の実施については、事業内容を変更して実施した事業があることや、中学生へのデートDV啓発を動画で行い、視聴者数の増加により、講座の参加者数が前年度より増加したことが見られることは評価できる。

当分の間、新型コロナウイルス感染防止という活動上の制限が存続すると考えられるが、様々な工夫によって事業を実施していくことを期待する。

以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

~~~~~  
H28 年度から R3 年度の推進計画における新規事業番号と、新たな分析の着眼点には「New」と併記

#### 【中項目】 4-1 計画の推進体制の充実

##### 指標の目標値

|                             |         |
|-----------------------------|---------|
| 区の男女平等・共同参画施策を「どれも知らない」人の割合 | 【60%以下】 |
| 目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合  | 【20%以上】 |

##### 提言

- 「男女平等・共同参画」に関する区民への広報活動を工夫して、施策の周知・啓発活動をより充実させてほしい事業 106・108・109・110・111・112・113・114。

めぐろ区報 2021 年 7 月 5 日号は、第 1 面で「女性のための相談窓口」を特集し、男女平等・共同参画センターの相談窓口等について紹介しているが、このように少なくとも年 1 回は男女平等・共同参画に関連する特集をめぐろ区報に掲載するなど、区民の目に触れやすい形の広報活動の工夫をしてほしい。また、新型コロナウイルスのワクチン接種予約のための LINE は、直接区民とつながることができるので、その活用も検討してほしい。

また、今回、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、中学生へのデートDVの啓発が動画で行われ視聴されたことにより、参加者数が増加した。周知・啓発のひとつの手法として、動画の活用を効果的に行ってほしい。

- オンブーズという存在の周知方法について、強化してほしい事業 107。

オンブーズの周知度は、4.7%と低い状況にある。オンブーズという存在が区民に知られなければ、相談に行く人も出てこない。オンブーズが、どのような事案を受け付けるのかについて、区の HP の「オンブーズってなんだろう」の掲載事案を多様な内容とし、また事案の数を増やすことや他の地方自治体における対応事案も掲載すること、「オンブーズ制度についてのよくある質問」では、セクシュアル・ハラスメントだけではなく他の多様な事例を記載することを提言する。

### 分析の着眼点

- ① 区における全庁的な男女平等・共同参画推進体制が効果的に機能しているか
- ② 区民の男女平等・共同参画社会づくりについての認知及び理解が進んでいるか
  - ・区の男女平等・共同参画施策を「どれも知らない」人の割合は 60%以下になったか
- ③ 男女平等・共同参画センターは、拠点施設として、区民や事業者への周知・啓発事業を充実・拡大しているか
  - ・目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合は 20%以上になったか
- ④ 男女平等・共同参画審議会、男女平等・共同参画オンブーズ及び男女平等・共同参画推進所管は連携して成果をあげているか

### 分析

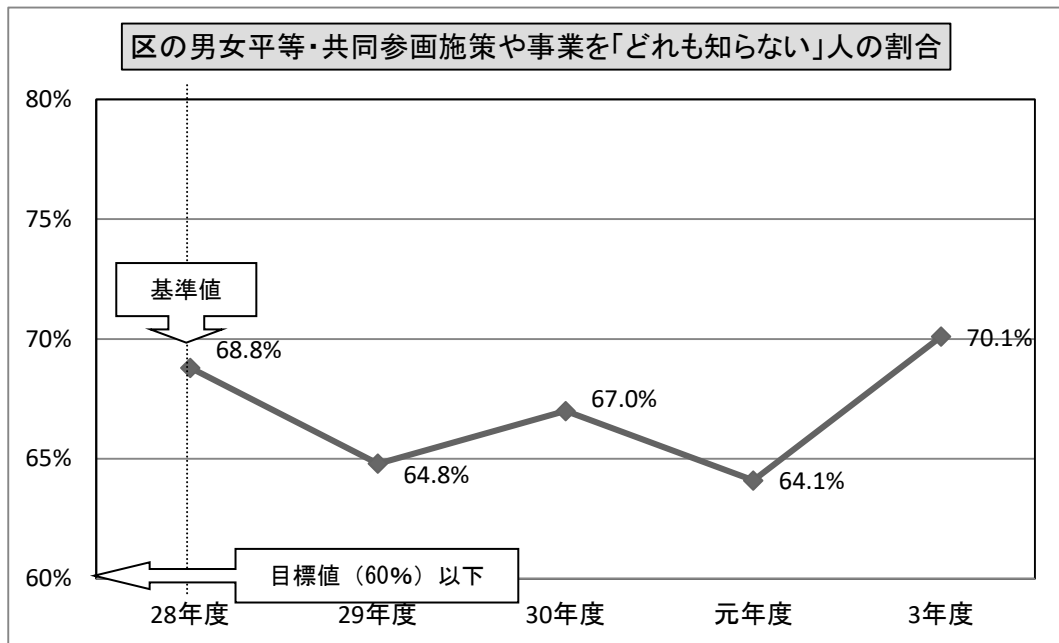
《着眼点①》 区における全庁的な男女平等・共同参画推進体制が効果的に機能しているか

《分析①》 「人権・男女平等多様性推進担当者会議」は、総務部長及び人権・男女平等多様性推進に係る関係所管の課長（計 21 人）で構成され、人権関係事業の連絡調整及び調査研究を所掌する全庁的な推進機関であり、2 年度は 1 回書面開催された。その内容は、「令和元年度男女平等・共同参画に関する事業実績報告に係る男女平等・共同参画審議会からの意見について」であり、審議会からの意見を各課に情報提供するとともに、審議会の意見を踏まえて各種事業を実施するように改めて関係所管あてに依頼を行った。**事業 106**。

《着眼点②》 区民の男女平等・共同参画社会づくりについての認知及び理解が進んでいるか  
 ・区の男女平等・共同参画施策を「どれも知らない」人の割合は 60%以下になったか

《分析②》 令和 3 年度の区民意識調査によると、「区の男女平等・共同参画施策や事業を『どれも知らない』と回答した人の割合」は全体で 70.1%であり、元年度の 64.1%と比べて割合が増加し、指標の目標値の 60%以下から遠ざかった。

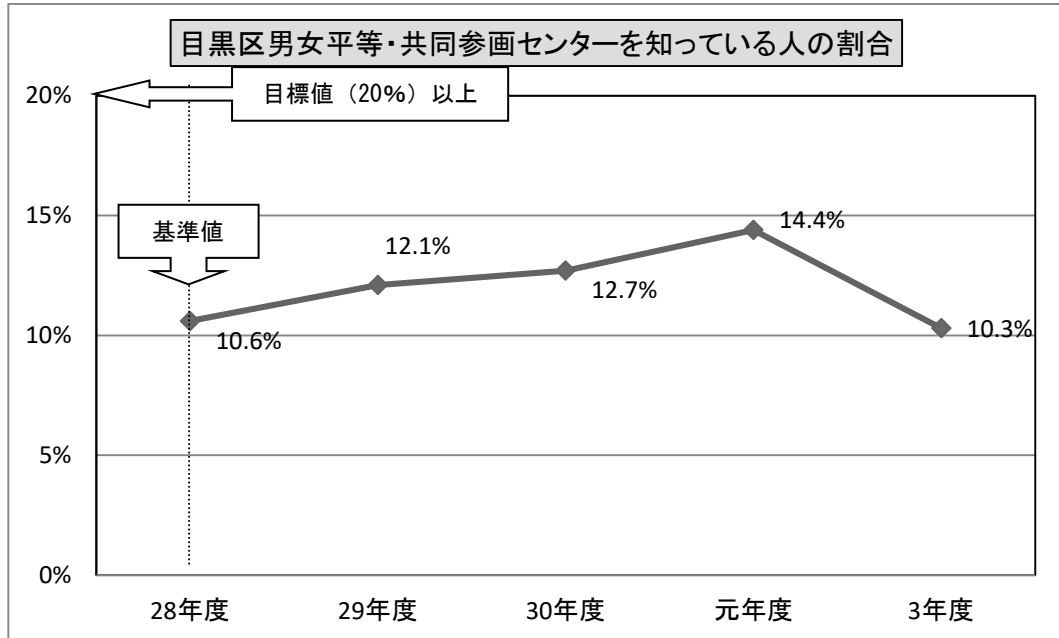
個別施策のうち認知率が最も高いのは、「『男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例』を制定していること」の 11.3%であり、最も認知率が低いのは「区長の附属機関として『男女平等・共同参画審議会』を設置していること」の 4.4%であった。「区長の附属機関として『男女平等・共同参画オンブーズ』を設置していること」も 4.7%とほぼ同様に認知率が低かった。



《着眼点③》 男女平等・共同参画センターは、拠点施設として、区民や事業者への周知・啓発事業を充実・拡大しているか

・目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合は20%以上になったか

《分析③》 令和3年度の区民意識調査によると、『男女平等・共同参画センター』を運営し、各種講座や相談事業を実施していること」の認知率が10.3%と低下し、目標値である20%には未だ開きがある。



男女平等・共同参画センターの周知及び利用促進のために、元年度に引き続き、ホームページやメールマガジンでの施設のPR、情報誌「であいきらり」による男女平等・共同参画センターの拠点施設としての機能の紹介や登録団体の紹介、全ての講座で男女平等・共同参画センターの事業紹介、また、駅の広報スタンドに講座チラシの設置を行い、講座の講師にセンターの活動内容を周知し、講座等でセンターを紹介していただく目的で男女平等・共同参画センターのパンフレット及び企画講座チラシ、啓発グッズや啓発物品の配布を行い、講座等の開催時に受講者に啓発物品の配布を行った

**事業 109。**

資料室は 27 年度から図書購入を再開し、2 年度の蔵書数は、15,475 冊（2 年度 91 冊新規購入）、貸出者数は 411 人（元年度は 450 人）、貸出冊数は 1,170 冊（元年度は 1,146 冊）となっている。一方、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、資料室の閉室や開館時間の短縮及び区民の外出自粛等の影響で、資料室来館者数は 2,018 人（元年度は 4,151 人）と半減した。また、所蔵の女性史に関わる貴重資料（約 300 点）を 24 年度から開架とし、閲覧・複写サービスを開始するとともに、ホームページにその一覧を掲載している**事業 110**。

相談事業については、「こころの悩みなんでも相談」の相談者は、元年度より 50 人増加し 1,288 人となり、相談件数は 150 件増加し 2,585 件（うち DV 件数 236 件、その他暴力 35 件）となっている。「法律相談」は相談日数が 18 日であり、相談件数は 45 件（うち DV 件数 6 件）であった。「からの相談」は、相談日数が 20 日で、相談者は元年度より 11 人減少して 41 人、相談件数は 3 件多い 73 件だった。「女性のための自己表現トレーニング『グループカウンセリング』」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった**事業 111**。

講座については、2 年度は 5 講座（単発講座 5 講座）と元年度よりも講座数が 8 講座減少し、延べ回数は元年度より 7 回減少し 7 回だった。中学生へのデート DV の啓発が動画で行われたことにより、視聴者が 252 人となり、その結果、参加者は元年度より 43 人多い延べ 347 人であった。「男女平等フォーラム 2020」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施されなかった**事業 112**。

男女平等・共同参画センターの会議室等の 2 年度の利用率は、会議室 34.4%（元年度 49.2%）、研修室 66.1%（元年度 46.5%）、保育室 6.9%（元年度 22.0%）と、研修室を除き大幅に減少した。印刷機の利用回数は、12 回（元年度 129 回）であった**事業 113**。

登録団体への支援では、登録団体料金による施設利用料の負担軽減等を行っている。男女平等・共同参画センター利用登録団体は、2 年度は元年度よりも 2 団体増加し 25 団体であった**事業 114**。

《着眼点④》 男女平等・共同参画審議会、男女平等・共同参画オンブズ及び男女平等・共同参画推進所管は連携して成果をあげているか

《分析④》 2 年度第 1 回審議会にオンブズが出席し、審議会・オンブズ・人権政策課の三者の情報交換を行った**事業 108**。

**評価**

★★★

**評価の理由**

新型コロナウイルス感染症拡大防止という非常事態により、実施できなかった事業があり、利用者数の減少が見られたが、他方で講座数は減ったものの中学生へのデート DV に関する啓発を動画で行ったことにより参加者数は増加している。区民意識調査からうかがわれる施策の成果を見るといづれも 30 年度よりも後退しているが、事業が実施できなかったことも影響していることを考慮し、30 年度と同じ評価とする。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

**使用したデータ**

事業実績報告（元年度・2 年度）

区民意識調査報告（元年度・3 年度）

## 【中項目】 4－2 計画の進行管理

## 提言

- 今後も計画の進行管理が十分機能していくことを望む事業 116・117・118・119。

新型コロナウイルス感染症拡大によって、前年度は区民意識調査を行えず、審議会として通常の事業評価及び提言を行うことができなかった。しかし、審議会は、意見書という形で区に対して意見を述べることができ、計画の進行管理は行われた。このように、不測の事態になったとしても、計画の進行管理が確保される仕組みを維持してほしい。

## 分析の着眼点

- ① 男女平等・共同参画推進計画が実施、評価、改善される仕組みが機能しているか
- ② 男女平等・共同参画審議会による計画の進捗状況の評価が行われ、改善に向けた意見を提出できたか
- ③ 年次報告書が作成され、公表されたか

## 分析

《着眼点①》 男女平等・共同参画推進計画が実施、評価、改善される仕組みが機能しているか

《分析①》 区民意識調査は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和元年度は実施されなかった事業 116。

また、事業実績調査においては、計画進捗状況調査の基礎資料とするため、全所管課宛てに実施され、「審議会の提言を受けて改善した部分の積極的な記載を求める」ことを明記するなど、仕組みの改善に対する意識を高める工夫が 24 年度から引き続きなされている事業 117。

「男女平等・共同参画推進計画」の改定の準備年度である令和元年度に、「男女平等・共同参画推進に関する職員意識調査」は実施されたが、令和 2 年度は計画改定の準備年度ではなかったため、実施されなかった事業 120。

《着眼点②》 男女平等・共同参画審議会による計画の進捗状況の評価が行われ、改善に向けた意見を提出できたか

《分析②》 2 年度は 3 回の審議会、3 回の小委員会が開催された。令和 2 年度は、区民意識調査を中止したため、審議会は、通常の事業評価を行うことができなかったが、意見書を提出した事業 118。

《着眼点③》 年次報告書が作成され、公表されたか

《分析③》 男女平等・共同参画審議会意見及び令和元年度男女平等・共同参画に関する事業実績報告を収録した年次報告書を 400 部作成し、公表した。元年度と同様、審議会答申の概要を区報、全文をホームページに掲載し、周知を図り、また各所管課、関係団体、22 区・26 市に送付した事業 119。

## 評価

★★★★

## 評価の理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、区民意識調査を行うことができず、通常の事業評価



とそれの基づく提言を行うことはできなかったが、意見書という形で提言を行うことができた。また、意見書は、区全体で共有され、意見書の内容を踏まえて今後の事業を実施していくことが徹底されている。

以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

**使用したデータ**

事業実績報告（元年度・2年度）

| 【中項目】 4－3 区民、事業者等との協働事業の充実                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 《★重点評価項目》 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| <div data-bbox="178 237 248 280" data-label="Section-Header"><b>提言</b></div> <div data-bbox="188 300 1417 432" data-label="List-Group"> <p>○ 区民・区民団体・事業者等との協働の充実を図ってほしい事業 121・122・123。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大により、従来の形での協働は難しいと思うが、新しい生活様式を踏まえて実施してほしい。</p> </div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |           |
| <div data-bbox="178 454 376 497" data-label="Section-Header"><b>分析の着眼点</b></div> <div data-bbox="188 517 1011 600" data-label="List-Group"> <p>① 区民・区民団体等との協働事業が実施され、成果をあげたか</p> <p>② 事業者等との協働事業が実施され、成果をあげたか</p> </div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |
| <div data-bbox="178 622 248 665" data-label="Section-Header"><b>分析</b></div> <div data-bbox="178 689 1139 725" data-label="Text"> <p>《着眼点①》 区民・区民団体等との協働事業が実施され、成果をあげたか</p> </div> <div data-bbox="178 743 1426 878" data-label="Text"> <p>《分析①》 男女平等・共同参画センター運営委員会は、団体推薦 4 人、公募委員 2 人、行政からの委員 2 人から構成され、センターの運営自体が、区民と区の協働によって行われている事業 122。</p> </div> <div data-bbox="178 887 1430 1021" data-label="Text"> <p>令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、協働事業の事業内容が変更され、男女平等・共同参画センター運営委員会が企画し、区と協働して小規模な映画上映会（上映映画「ママをやめてもいいですか！？」）が実施され、女性 6 人、男性 1 人が参加した事業 121。</p> </div> <div data-bbox="178 1037 1026 1072" data-label="Text"> <p>《着眼点②》 事業者等との協働事業が実施され、成果をあげたか</p> </div> <div data-bbox="178 1090 1430 1223" data-label="Text"> <p>《分析②》 事業 123 は新規事業であり、27 年度までの推進計画における事業 121 のうち、「事業者等との協働」を独立させたものである。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、協働事業は実施されなかった事業 123 New。</p> </div> |           |
| <div data-bbox="178 1245 248 1288" data-label="Section-Header"><b>評価</b></div> <div data-bbox="209 1323 309 1357" data-label="Text"> <p>★★★</p> </div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |           |
| <div data-bbox="178 1391 344 1433" data-label="Section-Header"><b>評価の理由</b></div> <div data-bbox="178 1456 1434 1590" data-label="Text"> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため予定していた協働事業が実施できなかったが、事業内容を変更して事業を実施するという努力が見られるので、30 年度と同じ評価とする。以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。</p> </div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |
| <div data-bbox="178 1610 408 1653" data-label="Section-Header"><b>使用したデータ</b></div> <div data-bbox="204 1664 609 1697" data-label="Text"> <p>事業実績報告（元年度・2 年度）</p> </div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |

## 【中項目】 4－4 国、東京都、他自治体との連携

## 提言

- 今後も国・東京都・他自治体との連携や情報交換を積極的に行ってほしい事業 124・125。

目黒区における男女平等・共同参画施策の事業の充実のために、国・東京都・他の自治体の取組みは参考になるので、積極的に情報収集を行い、反映して行ってほしい。

## 分析の着眼点

- ① 国や東京都と、施策の連携や情報交換などを行っているか  
② 他の自治体との男女平等政策に関する情報交換等の連携はとれているか

## 分析

《着眼点①》 国や東京都と、施策の連携や情報交換などを行っているか

《分析①》 国との連携として、内閣府主催の研修・説明会・事業に参加し、情報を収集した。

また、東京都主催の研修・事業にも参加し、情報を収集した。内閣府・東京都が行う各種調査に対して協力するとともに、相互に情報提供・情報交換を実施した。元年度とほぼ同様な参加となっており、内閣府主催の啓発研修に参加したり、各種調査に協力した。なお、内閣府や東京都、東京弁護士会等外部の主催の研修・説明会・事業への参加数は、元年度の 5 件に比べると 2 年度は 4 件と 1 件減少した事業 124。

《着眼点②》 他の自治体との男女平等政策に関する情報交換等の連携はとれているか

《分析②》 元年度に引き続き、他自治体との情報交換、特別区女性政策主管課長会における各区の施策の取組状況や課題についての情報交換を行った事業 125。

## 評価

★★★★

## 評価の理由

国、東京都との情報交換などは例年通り行われているし、他の自治体との連携もはかられている。以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

## 使用したデータ

事業実績報告（元年度・2 年度）

**資料1** 諮問文

目総権第415号  
令和3年6月10日

目黒区男女平等・共同参画審議会会長 宛て

区 長

目黒区男女平等・共同参画推進計画の進捗状況の評価について（諮問）

目黒区男女平等・共同参画推進計画の進捗状況の評価について、目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例第14条第2項の規定に基づき、令和3年9月末までに意見を求めます。

以 上

**資料2** 検討の経緯

| 年 月 日     | 会 議 名 等                       | 審 議 内 容 等                 |
|-----------|-------------------------------|---------------------------|
| 令和3年6月10日 | 第1回<br>男女平等・共同参画審議会<br>(書面開催) | 審議会運営について<br>諮問<br>情報連絡会等 |
| 令和3年7月12日 | 第1回<br>事業評価小委員会               | 答申案の作成                    |
| 令和3年7月26日 | 第2回<br>事業評価小委員会               | 答申案の作成                    |
| 令和3年8月11日 | 第3回<br>事業評価小委員会               | 答申案の作成                    |
| 令和3年8月26日 | 第2回<br>男女平等・共同参画審議会           | 答申案の検討                    |
| 令和3年9月6日  | 第3回<br>男女平等・共同参画審議会<br>(書面開催) | 答申の決定                     |
| 令和3年9月29日 | 区長に答申書を提出                     |                           |

**資料3 ■目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿**

(任期：令和2年6月1日～令和4年5月31日)

|                                 | 氏 名                  | 肩書・選出団体等                                                              | 備 考            |
|---------------------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------|
| 学<br>識<br>経<br>験<br>者           | いわた たくろう<br>岩 田 拓 朗  | 弁護士                                                                   |                |
|                                 | かみお まちこ<br>神 尾 真知子   | 日本大学法学部特任教授                                                           | 会長<br>小委員会委員   |
|                                 | こいで まこと<br>小 出 誠     | 公益社団法人 日本アドバイザーズ協<br>会 常務理事<br>／資生堂ジャパン株式会社 メディア統<br>括部 エグゼクティブマネージャー | 副会長<br>小委員会委員長 |
|                                 | こばやし ふさこ<br>小 林 富佐子  | 社会保険労務士                                                               |                |
|                                 | たなか ひろみ<br>田 中 洋 美   | 明治大学情報コミュニケーション学部准<br>教授                                              |                |
|                                 | やくし み か<br>薬 師 実 芳   | 認定NPO法人 R e B i t 代表理事                                                |                |
| 区<br>内<br>関<br>係<br>団<br>体<br>等 | かたぶち しげはる<br>片 渕 茂 治 | 公益社団法人 目黒法人会                                                          |                |
|                                 | かねこ けんすけ<br>金 子 賢 典  | 目黒区立小学校PTA連合会                                                         |                |
|                                 | く ぼ すずこ<br>久 保 鈴 子   | 目黒区男女平等条例を推進する会                                                       | 小委員会副委員長       |
|                                 | こおり れいこ<br>郡 玲 子     | 目黒女性団体連絡会                                                             |                |
|                                 | さとう むつこ<br>佐 藤 睦 子   | 目黒区立中学校PTA連合会                                                         |                |
| 公<br>募<br>区<br>民                | いしお<br>石 尾 ゆかり       | 区民（公募）                                                                |                |
|                                 | すがわら ま み<br>菅 原 真 美  | 区民（公募）                                                                |                |
|                                 | たじま ひさえ<br>田 島 久 江   | 区民（公募）                                                                | 小委員会委員         |
|                                 | わたなべ かずお<br>渡 辺 一 雄  | 区民（公募）                                                                |                |